

平成24年 第3回 築上町議会定例会会議録（第3日）

平成24年9月10日（月曜日）

議事日程（第3号）

平成24年9月10日 午前10時00分開議

日程第1 議案第79号 築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第79号 築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第2 一般質問

出席議員（16名）

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君

教育長	進 俊郎君		
会計管理者兼会計課長		田中 哲君	
総務課長	吉留 正敏君	財政課長	則行 一松君
企画振興課長	渡邊 義治君	人権課長	松田 洋一君
税務課長	田村 一美君	住民課長	平塚 晴夫君
福祉課長	高橋 美輝君	産業課長	中野 誠一君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	久保 和明君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	古田 和由君
総合管理課長	宮尾 孝好君	環境課長	永野 隆信君
農業委員会事務局長 ...	田村 幸一君	商工課長	神崎 一浩君
学校教育課長	金井 泉君	生涯学習課長	田原 泰之君
監査事務局長	石川 武巳君		

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
吉元 成一	1. コミュニティセンターについて	運営審議会について問う。 コミュニティセンターは、どういった目的で建設している施設なのか。利用目的等について問う。
	2. このたびの災害復旧と町道整備について	災害復旧の進捗状況について 傷みのひどい道路（町内一円）について把握できているのか。
	3. 町有地の管理について	町営住宅の駐車場について 空き住宅の整備について
小林 和政	1. 旧蔵内邸について（その2）	現在の状況について ・管理は？ ・公開準備は？ ・周知徹底は？ 公開後の見直しは？
武道 修司	1. 災害時の対応について	7月14日の大雨による災害時における対応についてお聞きします。
	2. 防災対策について	8月29日に「南海トラフ」付近で起きる巨大地震と津波について、内閣府より被害想定が発表されました。この内容を踏まえ、どのような対応をされるのかをお聞きします。
	3. 財政問題について	「自治体の運営経費である地方交付税交付金などを年度途中の執行抑制に踏み切る」と報道がありましたが、当町においては、どのような影響がありますか。
西口 周治	1. 光事業の進捗状況	3月予算が可決されたが、その後の進み方は。 いつ使えるようになるのか、スケジュールは。
	2. 合併後町内の統一化はいつ位に考えるか	水道料金 地域行事、人的交流 入札等
	3. 今の省エネ太陽光発電など、どう考えるか	町は事業を行なわないのか。 LED化は。

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
塩田 文男	1. 障害者（知的・精神・身体）の就業について	<p>築上町に障害者のための施設は何件あるか。</p> <p>障害者就業・生活支援センターと障害者相談支援センターのそれぞれの仕組みと違いを説明</p> <p>現在築上町が就労の場として認識しているか、または連携を持っている事業所（会社含む）はどれくらいあるのか。</p> <p>平成25年4月施行される障害者施設等からの物品等優先調達推進法について詳しく教えていただきたい。また、考えがあれば。</p> <p>J R 椎田・築城駅にエレベーター設置の考えは。</p>
	2. しいだサンコー（株）・スターコーンFM・メタセの社（東九州コミュニティ放送（株）・（株）つきプロヴァンス）について	<p>指定管理者制度とは何か詳しく説明を。</p> <p>それぞれの株主比率と代表者は。</p> <p>経営理念と目的目標を聞きたい。</p>
	3. 旧蔵内邸について	<p>指摘された自治会清掃業務のその後は。</p> <p>トイレの建築費用はいくら削減できたのか。</p> <p>オープンまでにかかる費用は。</p> <p>現在の進捗状況は。</p> <p>旧蔵内邸を築上町が維持管理していく目的は。</p>
有永 義正	1. 築上町の将来願望を示し、新企業団地の造成を	<p>町長はトップセールスを前面に出し、企業誘致努力を。</p>
	2. 災害時「生き抜く力」が身に付くのは、平素の防災教育、防災訓練から	<p>昨年3月11日の東日本大震災をいつまでも記憶に留め、教訓として今後の災害に生かすことが大切である。</p>

午前10時00分開議

議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1．議案第79号

議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第79号築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、委員会付託を厚生文教常任委員会に付託いたしましたが、議会運営委員会において、審議、結果により、厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会並びに総務常任委員会へ付託したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第2．一般質問

議長（田村 兼光君） 日程第2、一般質問です。

これより順番に発言を許します。一般質問は、11人の届け出があり、本日の質問者は6人を目途とします。なお、時間の余裕があれば、質問者を追加しますので、御了承ください。また、質問は前の質問席から行ってください。また、答弁を行うものは、所属と氏名を告げて発言をしてください。

議長からお願いがございます。質問者は通告制でございますので、通告に従って質問をするようお願いいたします。

では、1番目に、7番、吉元成一議員。

議員（7番 吉元 成一君） 皆さん、おはようございます。今、議長から言われたように、質問事項に沿って質問したいと思います。私の質問については、1から3点までになっております。上から順番にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、教育長となっておりますが、これ教育長を含んだ町長、もしくは副町長にも答弁をいただきたいと思っております。

コミュニティセンターの運営審議会について問うということですが、どういったことと申しますかといいますと、実は先日議会から3名の委員が選任されまして、第1回目の運営審議会が開かれました。そのときにちゃんとした何を審議してもらおうのかという目的が公表されなかったも

のですから、委員会が非常に紛糾をいたしました。いろんなところから選任されてましたが、議会の代表の1人である西畑イツミ議員が委員長ということで、運営審議会1回目開きましたが、結局何も審議ができなかったという状況があります。これについて教育長にお尋ねします。大体コミュニティセンターというのは何を目的をもって建設をしているのか。また、運営審議会なるものを招集したんですが、何を審議してもらおうのか、こういった点について、次回開催までにちゃんとした柱を立ててくれとお願いしてますが、この場でお答えいただきたいと思います。

議長（田村 兼光君） 進教育長。

教育長（進 俊郎君） 教育長です。コミュニティセンターは築上町の教育委員会の諮問機関として位置づけをしております。で、12名からなる委員の皆様方から、運用面とか活用の仕方等基本的な事項について審議・検討していただく組織としております。

目的ですけども、全町民を対象にした社会教育施設、つまり複合総合施設としてとらえております。つまり地元の皆さんを含め、だれもが気軽に利用できる複合施設、大型公民館としてとらえております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 今、教育長がおっしゃったとおりに私もそういうように考えていたんですが、審議会の中で、何すら前に進まなかったという状況は、教育長も見えてたのでわかると思いますが、委員の中からこういった意見が参考までに言いますけれども、出てました。最終的にお金を出す決裁をとる機関の、いわゆる町長か副町長が審議会の中に顔を出さないと何もできないじゃないかという意見も出ました。その上に、我々議会議員としては、ちょっと反発したんですけど、議会から3人も要らんやないかと。委員長を選任するときも、議員は控えてほしいというような意見もありました。それで僕はおかしいなということで、皆さん同じ立場ですよと、委員の皆さん同じ立場ですが、どなたが委員長になっても、皆さんの中から選任されるんやったら構わんのじゃないですかということで、西畑さんに委員長を引き受けていただいたという状況があります。

そして、会議のレジュメというのはですね、委員長、副委員長選任ということでしてましたけれども、普通こういった審議会を開くときは、何を審議をしていただきたいという具体的なものが柱が何本かあるはずだと思います。それが出されてい wasn't でしたが、その点については、委員の中から、過去の経験から、もうどなたとは言いませんけれども、詳しい方がおられまして、いわゆる企画調整課が最初にやりよったんやないかと。それが立ちだしたら教育委員会に変わったと、社会教育に変わったんだと。そして、何をどうすればいいかという引き継ぎもできてないのかという厳しい指摘がありました。せっかくあれだけのものが来年にはもう竣工するわけです。

町民を代表する審議員に選ばれるような方々が、その点について何を審議したらいいのかというような、問いかけるような会議を開いてもらったら、税金の無駄遣いになると思います。そういった代表の方々がわからないぐらいですから、一般町民は理解できないと思います。だからあえてきょう議会で一般質問でこの件を取り上げたと。はっきり目的は何だと。

先ほど簡単に教育長が説明してましたが、じゃあ、そういうことならひとつ伺いたします。コミュニティセンターを現在活用している、コミュニティセンターじゃなくて、築城公民館ですよ。築上町築城の公民館です。旧築城中央公民館です。がありますが、今いろんな文化活動、サークル活動に利用しております。それで、生徒を集めて有料化の指導もしているようなところも利用してます。

ところが、今回コミュニティセンターをつくるに当たって、そういった中の一つのところが、何か話を聞いてると、自分たちの使い勝手のいいものをつくってくれないのかということで反発しているように聞こえました。例えば、前回の議会でありましたように、コミュニティセンターのキッチンですよ、が狭い。それに対して町長は、狭かったらチアフルを使ってくださいということ町長おっしゃったと思いますが、そういうふうに議員の質問に町長は答えましたよと、私のほうからその会議の中で説明しますと、だれがチアフルまで行って使うかと、こういう発言が出たわけです。それが何に使うのかなということを考えてみたら、これ築上町が主催する何々じゃないんです。ボランティアグループ、いろんな組織が自分たちが確かにいいことをしてます。子育ての一環として宿泊合宿とかいろいろやってます。そういったときに、今の中央公民館では、ガスですからね、ガスコンロです。鍋なんか自分たちが買って持ち込んだと言っていました。課長も教育長もおられますけれども、その会議に参加した、今当然西畑議員も小林議員もいますけど、その中で言われたのは、今度オール電化になりますと。それが無駄になるような聞こえるような言い方もありました。これは個人の持ちものを築上町の財産の中に持ち込んでもらって、それが無駄になるとか自分たちがどうしても必要だったから持ち込んだんだから、大体それを終わった後はきれいに片づけて持って帰ってもらうというのが筋だと思います。そういったことについても、返事ができないような状態です。違いますかね。これについて、私は執行部でもないし、反発できなかったわけですけども、今度コミュニティセンターができると、あれは築上町の築城、旧築城庁舎跡地利用検討委員会をつくって、あそこを審議会に諮問して、委員を出してもらって諮問して、そこで何に再利用するのがいいかという形で審議会にかけたところ、自衛隊の官舎、独身者向けのアパートにしたらどうだろうかとか、分譲住宅をしたらどうだろうかとか。それと今の複合的な施設をつくったらどうだろうかということで、最後の案に決定して進んだという状況だと、皆さんもそういうふうに把握していると思います。

ところが、ふたを開けてみたら、ちょうど公民館の、もう老朽化してます。築上町には中央公

民館というのが椎田にあります。老朽化してますけれども、地域の築城地区の皆さんが利用するのに非常に便利のいい建物で、いろんな活動に使っております。その公民館をなくさなければならぬ状態になるから、複合的な文化施設をちょっと公民館活動に利用させてもらおうかというのを言うつもりで発言したのか。逆に、公民館としての建物として、今後活用していくのか、その点について教育長じゃなくて副町長でも町長でもいいですから、見解を述べていただきたいと思います。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長の八野です。私は検討委員会、建設の委員会のメンバーとして、事務局として出ておりまして、いま先ほど教育長が申しましたように、全町民、そして、また地元の公民館の利用者が使える大型公民館、そして、複合施設という言葉ですけども、まさしくそのようなことだと思います。基本は三つあったと思います。

まず、いま現在公民館の利用者ができるだけ使えるような施設。

そして、地元行事ができる、利用できるといいますか、地元行事として参加、利用できる施設、例えばあそこで言えば上城井、東、下とか、お祭り等があって、そういうところ、いま現在も利用しておりますので、そこがそういう行事が使えると、スムーズといいますかね、支障がなく使えるような施設としてという意見。

そして、3番目が、今ホール、ダンスとかいろんな、バレーですかね、そういう部分も使っておりますけども、やはりそれだけじゃなくして、旧築城地区にも講演会とか神楽とか、そういう利用もあるんじゃないかということ電動式のいすといいますか、を設置したわけです。

ですから、三つ基本はありまして、それがすべて、例えば今審議会にありましたような意見が、すべてできるということでは審議会では検討しておりません。例えば、今料理教室、言うたんですかね、料理教室当たりにつきましては、もうほんの数分先に立派なチアフルつきに施設がある。そこに利用していただければどうだろうか。これは具体的に言えば男の手料理教室ですけども、これも開催は月1回の予定の教室ですので、きちんとした料理ができる Spann でしたらどうだろうかということ、それについてはもう設計の段階で外しました。

そして、その後、昨年の議会でそういう多々いろんな意見ができて、当時の公民館長がその調整をして、おおむねの理解を得たというような話は聞いております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 副町長が言われましたように、男性の料理教室については、手狭であると。だから調理場をもう少し広くしてほしいし、テーブルもふやしてほしいということを委員会の中で代表者が出てきてました。本当にいいことだと思います。子供たちを集団生活に慣

れさせるといふことで、過去からずっと何というんですかね、泊まって1週間ぐらいの期間、一つの場所にみんなで共同生活を泊まらせて、炊事も自分たちですというふうなすばらしい、僕らいろいろ言ってもそこまでできないと思います。皆さんがみんなできるかという、やっぱりそれだけの気持ちがないとできない人たちが一生懸命やってくれてることについては、非常に評価を私はしています。

しかし、今度コミュニティセンターが建つと、これ一ター一回一回答えてもらおうと時間の関係もありますので、宿泊ということになったらどうなんですかね。コミュニティセンターの今の状況を見ると、宿泊施設としての活用ができるのか。また、宿泊合宿というんですかね、過去においては赤幡の地区にあります、今人権センターになりますかね、築城地区の、ここに泊まって宿泊合宿をやっていたと、こう聞いております。どうしても、今はたまたま中央公民館の中でそういった活動するグループの人たちが中心になっているんなことをお世話してますんで、いつの間にかそういうふうになったと。赤幡の旧同和研修センターですよ、築城町の。あそこ大きな風呂ありますけれども、できて何年もせんで風呂が故障したという状況もあります。そのまま放ったらかしになっているし、建物も老朽化して、もうお金かけて修理するんだったら建てかえたほうが安く上がるんじゃないかというような意見も出てるといふようなこともありました。だから使えないんだといってますけれども、例えば、あそこだと周囲にも迷惑もかけないと思いますし、ちゃんと畳の部屋もありますし、いろんな団体等が集会等を開いたりとかいろんな研修とかすると、1階の調理場で大きな鍋にいろんな料理をして、十分二、三十人は賄えるといふような調理場だと思っております。

そして、風呂については修理だからお金たくさんかかるんだったら、築上町には築城の福祉センターに100円風呂があります。椎田、自愛の家にも風呂あります。子供たちが宿泊体験をしながら集団で生活をする。そして、そこから登校するといふことになれば、教育委員会等とも相談しながら、風呂については学校送迎バスで、わずかな期間ですから送り迎えすればクリアできると思っています。

ところが、今の状態だと、どうしてるかといひますと、あの周辺の人をお願いしてもらい風呂してるんですよ。そしたら、みんなはそれを待ち焦がれてると、いつ宿泊合宿するんだらうと、こう言ってますけれども、果たして皆さんが心からすべてがいろんなその日の都合もありますので、喜んでいただけてるかなど。それは当該地域にはいない私の無責任な考え方もかもしれませんが、多分個人の家庭でちょうど子供が来て風呂入れて何人か入ると。そういった状況なら小学生を中心にしていますので、当然風呂をもらい湯をするときは、静かにしなさいよとかいろいろちゃんと教えてると思いますけど、迷惑が全くかかってないかといふと、できれば個人に負担かけなくて、築上町がそういったことを率先してやれるような場所を提供するといふことから考えたと

きに、果たしてコミュニティセンターがこの場で返事をいただきたいんですが、宿泊施設としてふさわしいかふさわしくないかということについてお答え願います。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には宿泊施設じゃないと僕は考えております。ただし、緊急避難といういわゆる災害のときの避難勧告、避難指示という形になれば、そこに集まってもらう場合もありますけれども、通常の場合はやはり通学合宿というものがございまして、これは今指定しているのが旧岩丸小学校ですかね。それと児童館、ここでもやっております。そういう形の中で、基本的には通学合宿はそれに類するところでやっていただいたほうがいいんじゃないか。これまた教育委員会の管轄にもなりますし、私は施設のいろんな何と申しますか、改造とか、そういうものについてはしない、せんでいいという判断をしながら予算をつけていくというのは私の仕事でございますけれども、基本的には、コミュニティセンターは通学合宿という目的で私はつくってないと、このように考えております。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 先ほど副町長が言われたように、地域の神幸祭等で雨が降ると今の築城公民館の玄関に、神輿を玄関に入れるんですよ。出入りできないような状態で入ります。神楽も舞えない状態です。商工産業祭も築城はあっこでやってました。ところが、雨が降るともうだめだと。今度の設計でテントができて、みんな喜んでますよ。これがなかったら、ちゃんと文化活動でしょう。神楽の里にするとか町長が言ってましたけれども、新聞屋が先走って報道機関が神楽の里ができるとかって、殿堂ができるみたいなことを言ってましたけれども、当然神幸祭であそこで神楽ができたらいいなというような話の中から皆さんの意見を聞いて、たまたまそういう方法もいいんじゃないかということで町長がお答えしたと思うんですよね。でもちょっと通学合宿とほかの件については、やっぱり制限等をつけてしないと、すべてがいいということになるんですよね。ちょっとそれが懸念されると。それについては、コミュニティセンターができたなら、運営のいろんな決め事を条例化すると思いますけど、その中にやっぱりそういったことをきちっと位置づけしないと、また、いろんなトラブルが起こるということをお場を借りて指摘しておきたいと思います。

それと、教育長にちょっとお伺いします。今、築城公民館に事務所があります。ここには築上町の築城公民館の館長、退職者が今当たってますよね。それと職員が2名ですか、1人は地域家庭指導員、嘱託の職員の方と、いますが、あの事務所に入って大体用事がそこに事務所の仕事の管轄の範囲で用事あれば皆さん入っていくんですが、それ以外入った方は議員さんの中にもあまりいないから気がつかなかったと思うんですが、たまたまそういう会議があるとき、今表を工事してますから裏から入った。そうすると机にある団体のシール張ってたんですね。事務所の中の

机に。ボランティア団体がですよ。いいことしてるとこなんですよ、だれが見ても。でもそうになると、ボランティア活動でいい運動してたら、町の教育委員会の出先である公民館の事務局の中に机を置いて事務所貸すんですか。今後またコミュニティセンターができると、そこに事務局の部屋ができると思いますが、そこにも貸すんですか。新たにコミュニティセンターができたときに、ほかのいろんな組織に当然無料で貸してると思いますが、賃金とってでも家賃をとってでも賃貸でも貸すつもりはあるんですか。そういったことは当然私はあってはならないことだと思うんですけども。

それと、ボランティアでやっているのにもかかわらず、あした使うからお茶沸かしてます、今炊事場で冷やしてますので、職員に私が帰るから水とめて帰ってねと。当たり前のように日常茶飯事そういうふうに使ってるんですよ。これあなたたち配置したのは必要だから配置してるんでしょう、職場に。教育委員会で社会教育の一環としてあの人たちが必要だから、公民館に2人も3人も館長まで雇ってつけてるんでしょう。それを全く町の行事に協力的ではあるが、町がする行事じゃないことに時間内に仕事させていいんですか。その点についてはっきり今後事務所を、また、できればきょうでも話して、何でかといったら私もほかの人から言われたんですよ、借ってくれんかって。ちょっとその点についてどうするかを、そりゃある職員の方は言っていました。コミュニティセンターができたら運営方法の中でちゃんと条例つくったときに、そういうところへ入れられないというような形で、事なかれ主義で言っていましたけれども、余りにも横柄にものを言うもんですから、この場ではっきりさせておきたいと思いますので、返答をお願いします。

議長（田村 兼光君） 進教育長。

教育長（進 俊郎君） 教育長です。公民館はあくまでも教育委員会の監督下にあります。そして、ボランティア活動とかアンビシャスの活動とか、そういうような活動を公民館の職員は使用するのに活用するというのは好ましいことではないので、今後十分気をつけていきたいと思えます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） それと職員のほうにも、社会教育の一環として、そういうボランティア活動をしている人たちの手助けをするのだったら、時間外で、自分の気持ちでするように、時間内は人から指摘されるようなことはしないでくれということは、ちゃんと教育長じゃなくても課長でも、指導をよろしくお願いしておきます。

で、コミュニティセンターの件については、これで終わりたいと思います。

それで、2番目のこのたびの災害復旧と町道の整備についてということで、2点上げてますが、災害復旧の進捗状況と、こう書いていますが、当然今のところは何力所か工事にかかったところ

あると思います。それについては、ちょうどたまたま災害出ました、あと二、三万足したら本当に道が曲がりもよくなりますとか、そういったところについては地元の皆さんの意見を聞きながら、専門的な知識がある人ばかりがぴしっと豆腐を四角に切るような工事をしてほしくないということもちょっと聞きました。私もそういうふうに感じました。

それと、たまたま災害が予測をされることについて、ような場所もあります。裏山がいつ崩壊するか、今度雨降ったら崩れるかなど。そしたら、自分とこの範囲やない農林事務所の管轄やとか、こういった基本的に考え方を自分とこの責任がないところやからいいんだというようなふうにとられるような発言を安易にしないでほしいと。

そして、順番もあるでしょう。もうたまたま今しないとできない、生活が困難であるような事業箇所から、僕はそれは当然していくべきだと思いますが、100カ所以上ありますから、スムーズにいかないと思いますが、その点について、今もう設計は既にどこまで進んだのか、いつごろから大体予算がとれて工事かかれるのか、大まかでいいですが、簡単に説明をお願いします。

議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

建設課長（平尾 達弥君） 建設課、平尾です。7月の梅雨前線豪雨により、林道の災害、それと公共土木災害、農地、農業災害と、建設課の所管の災害復旧としては、そういう災害が発生しました。それで被災の後、現地調査を行いまして、7月31日の臨時議会において、まず被災箇所の調査、測量、設計を行うための業務委託の予算を議会のほうで認めていただき、それを発注しまして、随時設計、そういった復旧申請額の積算をただいま行っております。それで、全体の進捗状況ですけど、林道災害におきましては、これは本日午後から飯塚のほうで、これはちょっと机上査定ということで、設計書と写真状況によって、国、財務省のほうで査定を行うような予定になっております。

それと、あと公共土木災害ですね、道路とか河川、これについては9月24日の週に災害査定を行うという予定が組まれておりまして、それに向けて県土整備事務所等とも協議しながら、設計書のとりまとめを行っているところです。

それと、あと農地・農業施設災害、これは田んぼ、田畑、それとあとため池とか、頭首工とか、それにかかわる施設の災害復旧事業ですけど、これが一番数が多く、町内広範囲にわたっておりますけど、これにつきましても、前回の議会で承認いただきました業務委託費を利用して、測量、そういうのをさせていただきまして、今随時、成果品ですね、成果品が上がったところから今そういう設計、積算にとりかかっております。これはかなり県内多くの災害が起こっているということで、国なりも自治体と同時に査定という作業に入るんですけど、なかなか日程調整が難しいところがありまして、いま現在わかってる範囲では、農地・農業施設災害につきましては、10月中旬をめどに査定を実施するというところで、国と福岡県のほうで今日程調整をやっている

ところでございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 1日も早く予算をつけていただいて、住民の皆さんが安心して暮らしのできるような災害復旧を、1日も早く100%できるように願う次第でございますが、2番目の傷みのひどい町内一円の道路について把握できているかと。もう書いたままです。把握できてますか。主に傷みの激しい。

議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

建設課長（平尾 達弥君） 御質問の中の、傷みのひどい町道についてということですけど、実際道路の舗装が陥没しているとか、はげて危ないとか、それとか道路側溝のふたが傷んで通行に支障があると、そういうところの補修につきましては、現実建設課もしくは役場職員が通りかかったときに発見されればそのときに、そして、あと地元の自治会とか、一般の通行の方から連絡があったところを局部的に修繕をするという形が、もうちょっと現実的な様子になっております。

それで、町内一円に全体的な、路線として、傷んでいるところが、傷んでる路線がどこにどういふふうにあるかということにつきましては、正直そういうとりまとめたような形での資料としては、いま現在持っておりませんが、どこここが悪いということはちょっと具体的に今申し上げることはちょっとできません。

以上です。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） その答えがいただきたかったんです。わかってない、当然わかってないでしょう。と思うんです。

例えば、一つの例をいうと、わかります、BGの体育館、双子池の堤体ですかね、あの上の道路、双子池の、加来君、あっこ水道通ってるの、土手の上は。通ってないでしょう。大体下水道工事とか水道管の埋設した後は、仕事が終わったらちゃんと転圧して舗装かけて沈んでないように見えるんですけど、数年ないし10年近くなると、陥没しますよね。もうあそこ特にBGの前あたりから、あそこ一番皆さん利用します、町内の方が。もう3分の1ぐらいが沈んでいます。道路のが、3メートルあったら1メートルぐらいが斜めになっている。車高の低い車なんかすれ違うとはらはらする。この前も、これぐらいの舗装、穴ほげたところで、あっこ危ないなと思えばよったら、バイクかやれました。けがは擦過傷程度でしたから何も言ってこなかったと思いますけど、やっぱり車なんか通ると、よけるときに、日ごろは穴ほげたところよけるんですけど、よけ切らないときもあると。これが畳のへりにけつまづいて死ぬ人もいますから、当然あのコンクリートの上に運が悪ければ頭を打ちつけて死ぬということもあるんです。死亡事故が起こりかね

ないということもあります。何でこのことをもう皆さん、ここにおる皆さんは、道路傷んでるな
ということはおわかっておりますけど、何カ所、どこでどうなっとるかということはおわからないと
思います。でも、見てください。舗装とは僕ら言いません。亀の甲羅と言います。わかります。
亀の甲羅の模様みたいにずっとひびが入ってます。田舎のほうに行くと、10メートル何もひび
が入ってないような道路ありません。ほとんど、よくあっても1メートルか2メートル無傷のと
こあります。あとはほとんどひびが入ったり陥没したりしてます。それと合材を持って行って穴
ほげとると巻きますよね。あれで抑えます。ところが、何日かするとまたほげるんです、あれじ
ゃ。無駄遣いですよ。根本的にもう道路の舗装をやりかえる時期が来てるんです、町内一円。か
とって、この貧乏な築上町で全部やると破産でしょう。だから非常に傷みのひどいところから、
たとえ今年度は100メートルでもいいと。前向きに進めていこうというような気持ちで取り組
んでいただきたい。

それと、地域で僕はいつも言うんですけど、地域の皆さんの顔と名前が一致しないでしょう。
役場に行ったら職員が横柄になると言われとる、最近幾らかよくなりましたよ。皆さん給料が安
くどんどん下げられています。人勤がどうのこうのって下げられています。いや、下げんほうが
いいぞと言われるような職員になっていただきたいと思います。その指導は課長、あなたにある
んですよ。あなたがわからないと言うんですから、現場で働く職員はわからないと思うんです。
どこがどうなっとるか、人間の体は爪の間にすいばりが入っても痛いんです。目が見えなくても
不自由です。足がなげりゃなお不自由、目も不自由ですよ。しかし、ちょっとすりむいても痛い
んです。爪がはげても痛いんですよ。小さなほころびからもちろんと気をつけてケアしないと、
町民から喜ばれない。僕はどこが傷んでるかということをお言いたかったんじゃないんです。これ
を機会に職員の考え方を改めていただきたい。指導者であるあなたがちゃんと職員に注意でき
るような課長であってほしいし、また、町長や副町長もそのことをはっきり、僕はいつも職員に
言いますけれども、きょうはあえて執行部のほうもちゃんと町長も副町長も、そういったことを
しなさいと言わないから、言われたとこだけしかしないんですよ。

例えば、私があそこが道路、穴ほげとるや、見てと言ったらすぐ見に行きます。明るる日修理
しています。仮にね。ほかの議員さんが言っても、町民が言ってやあやあ言うてきてもします。
言われたときだけすればいいという考えじゃだめですよと。だから、有安から船迫、上は寒田、
一番深い、あるいは浜宮、この全域の道路も目をつぶったら目に浮かんでくるような建設課の職
員になってほしい。そういった職員を育ててほしいと私は常々思っています。そうじゃないと、
どここのだれだれの名前言ったら、どの道やったかな、わからないでしょう。今言い訳できま
すよ、災害があつて忙しいんですよ、査定とか何とかで。建設課はもう本当余りいい言葉やな
いけど、猫の手も借りたいというような状態と思います。しかし、1年中そうですか。地域に出

て行って年寄りに声をかけて、ここは危ないね、いやいや、ここよりまだ危ないところがあるよ、あんだだれかねと言ったら、私は建設課のだれだれですと、今度何かあったらって名刺を出して、連絡ください、そうでしょう。例えば、町議会議員やあるいは自治会長が持ってくる。自分が気に入らんやったら、気に入らない人は後回しになる可能性は自治会長でもある、いつも僕は言ってるでしょう。本当に底辺にいる、そんな言い方は失礼ですけど、一町民の言葉を吸い上げて、行政職員が一生懸命仕事をすると、そういったことは例えば技術的な問題、生コンの強度とか、いろんな問題もそりゃ確かに勉強してもらわにゃいかんと思います。しかし、職員はどうであるべきかを勉強してないよね、何もかも中途半端なんですよ。課長、今後そういった教育をするように努力してくれますか。返答だけしてください。

議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

建設課長（平尾 達弥君） はい、建設課、平尾です。まさに維持の関係につきましては、全町的なものがありますので、それで職員についてもすべての個所を今言われるように、頭に描けるほど現場をずっと回るとるか、ちょっと今は自分が持ってる現場と職場を往復というような形でしか、なかなか目が回らないところが現実でございますので、今後は現場出たときには、もう町内のいろんなところを目を届かせながら、そして、今言うような損傷のある報告のあったときでも、その部分だけでの補修でいいのか、それともある一定の予防という意味で、区間を打って補修するのがいいかというような形で、現場で判断して、今後維持計画の参考にしたいと、そんなふうに思っております。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） まだいっぱい言いたいことあるんですけど、それ以上言っても現実ができなけりゃいけないけ、1段ずつ階段を上がっていってもらおうと。職員の意識から変えてもらわないと、何もできないということを悟ってほしいと。私たちではできないと、あなたたちでないとできないことたくさんありますので、ひとつその点、住民の生活を守るために一段の努力をお願いしております。

さて、次に、久保課長、行きますよ。次に、住宅いわゆる町有地の管理ということになってますけれども、特に、今住宅の駐車場、あるいは空き住宅の整備について、駐車場というのは、駐車場の周りが本当に安全な状態であるのかということと、車が本当に道路にはみ出さないようなちゃんと町営住宅に駐車場があるのかと。そういったことを含めて、あなたが私の質問に答えられる範囲で、この2点で、わからなかったらどういったことですかと聞いて結構ですから。時間20分ありますので、よろしくをお願いします。

議長（田村 兼光君） 久保課長。

都市政策課長（久保 和明君） 都市政策課、久保です。町営住宅の駐車場につきましては、駐

車場がある団地というのは、区画をもって駐車場をその1戸当たり1台充ててるという駐車場については、駐車料金無料で6団地あります。それは新開第2団地、峯原団地、一丁畑団地、上築城団地、安武、孫目団地、そして、サンコーポ、これが駐車場、所定の駐車場がある団地です。その他につきましては、空き地を利用して駐車しているといった、そういった程度の駐車場の確保というのが62団地ということで、駐車場の区画を持った駐車場については、そういった弊害、危険箇所というのは見慣れないと思いますが、残りの62団地のそういったスペースを利用した駐車場については、そういった箇所がある、多少あると考えられます。それが1点目です。

それと、空き家住宅の整備ですが、公営住宅の現在管理しておりますのが858戸、そして、入居住宅が733戸です。そのうち空き住宅が125戸あります。空き住宅のうちの政策空き家、いわゆる用途廃止、老朽化してもう用途を空き住宅になった段階で取り壊す、そういった用途廃止の住宅と、住宅空いて、大規模、中規模な修繕が必要な、そういった住宅につきましても、一応空き住宅ということで取り扱って70戸あります。

それと、入居準備の空き家、これは55戸あります。これについては、順次入居希望がありましたら、それぞれ室内の清掃等取り行って、住宅の環境を整えて入居者に借しているという、そういう状況です。

以上でございます。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） あなたは資料を持っていますから、今聞いた皆さんは、858、700何ぼ、計算して125という計算つきますし、55カ所は整備できてます。いつでも入れます。結構なことでございます。ところが、一つの例を言います。課長が知らないじゃ通らないと思うんですけど、23年度事業で防音工事を実施した住宅があります。一戸建ての住宅で。その人がひとり暮らしでそこに住めないようになりました。迷惑かけたらいかんということで住宅を空けました。その自治会長さんが、空くみたいやからちゃんとあれしてどうしたら借りられるだろうかと言ったら、貸さんちゅうた。貸されないと言っている。住める状態やないというようなニュアンスの言い方の貸さないというんです。貸さない住宅に防衛省の予算を、補助金を使って、防音工事だれがさせたんですか。それも、この23年度末に工事は終わってます。出たのはつい最近です。これで空き住宅の整備ができました、とんでもない話です。2戸あります、そういう住宅が。老朽化が進んでいます。一戸建ての特目の住宅です。特目わかるでしょう。過去の同和対策の特定の目的を持って建てた住宅のことをいいよんです。特目の住宅については、各種同和団体の推薦状をずっといただいていたいました。できれば、そこ向けに建てた住宅ですから、まず便利も悪いところですからよそから入って来る人はいないと思う。その人で核家族化が進む中で、子供ができた、家を借りたいと、ここが親ともちかいけ、便利がいいけ、頼むけえ貸し

てくれんやろうかという話を、やっぱり自治会の代表者にしますよ。それを担当者ははっきり切
っとるんです。「あっこは貸されん」。何も調べてないでしょう。防音工事していいという許可
はどこが出すんですか。住宅の防音工事は。どこが補助金の申請するんですか。入っとる人だけ
で勝手にできるんですか。町有財産でしょう。町が許可をした以外の防音工事できないと思うん
ですけど、できるんですか町長、できます町長。できないでしょう、誰が考えても。民間やっ
たら首になりますよ。そんな仕事もわからんようなやつ雇うちょんかちゅうて憤慨しとったけど、
自治会長は我慢してました。どうかならんかなってまだ言いよったけど、住む所がないから民間
のアパート借りていっとうんです。まず住宅も一戸建ても崩すような状態です。10年近く前に
ぼちぼち払い下げしたらどうやろうかということで申請したら、まだ払い下げはできんちゅう。
最近、それを見に来て、言うに事欠いて防音工事終わってたら「まだ住めるごとあるね」ちゅう
たらしいよ、その職員は。いいでも悪いでも、税務課とかいろいろ課がありますけれども、あな
たのところは住宅のスペシャリストやないといかんのやないですか。住宅に関しては、一から十
までわかってないといけないんじゃないですか。住民の感情を逆なでするような発言をする職員
がおっていいんですか。ましてや仕方がないから離れたところにアパートを借りとるんです。そ
の住宅については、基本的に僕は家賃知りませんけれども、あの、中尾団地とか孫目団地とかい
ろいろありますけど、それでも中尾団地は古いけど、最初六、七千ぐらいたったけど、今は1万
ちょっとするでしょう。収入に応じて家賃は格差ちゃんをつけとんでしょ。僕の近所の、やっ
ぱり特目の住宅、もう古い30年近くなります。家族3人みんな働きよんです。子供も太り上が
って。家賃5万ぐらい出しよんです。家賃に見合うた住宅の整備ができてますか。玄関開けて入
っていくと、廊下が腐って足が沈みそうなんです。風呂はカビだらけです。民間のアパートやっ
たら、入り手おらんでしょ。課長、あなただけを責めようんやないです。こっち見て責めよう
んです、僕は。顔はこっち向いとるけど、誰が、いつ何時あなたの立場の課長になるかわからん
わけですから。違いますか。適当に、この質問に対してはこれぐらい答えときゃよかろうとい
う気持ちで臨むんやったら、時間あったら俺一日でも言いたい、これ。どうですか。女性がいます。
肝臓病を患っています。ひどい仕事できません。生活保護をもらっています。家賃はちゃんと
生活保護の中から取っています。両端は空き家になっています。空き家草が生えています。小さ
い白い鶏の、国語の教科書を昔習ってないですか。小さい白い鶏は、誰が麦まくかというたでし
ょう。パンになって食べる時はみんな食べるちゅうた。みんな仕事せんやった。隣両方草生えち
ょう。夏場中草が生えて、蚊が寄って来る。自分で切るすべもない。鎌買うて切らないかんで
すか。民間のアパートやと、家賃に見合うただけの整備をしてないと、人は入りませんよ。みん
なが税金払うて、特目の住宅の場合は、町は1割の負担でした。90%は国・県が補助したんで
しょう。1割で建ったから、町は楽しとうでしょう。ところが、法律が切れたから差別はなくな

ったというようなとらえ方が何か知らないけど、住宅も誰入れてもいい。勝手です。誰入れてもいいけど、入り手がおらんやないですか、あんな整備じゃ。家賃何百万も滞納した人がいます、滞納整理します。できたんですか。今空き家になっているのは、1戸の家は、個人的なことは、名前言いません、わからんと思いますけれども、借金でそこに住めなくなったから、離婚して親のところ住んでるんです。まだ住宅貸しっぱなし、何年もなっとんです。草はずっと生えよんです。現在の家賃、貸さんで空けとって何ぼ損害を町に被らせようか。これは建設課のする仕事でしょう。ちゃんと整備して貸せば、今の家賃は取れるわけでしょう。ほかの人に。出たいけど100万なら100万の借金があるから、それを一括でも払えんし、分割の話もしきらんわけです。どんどん重なって行って、既にもう何百万になっていると思います、家賃が。

議長（田村 兼光君） まいいか、役場の話も……

議員（7番 吉元 成一君） 時間わかっています。

議長（田村 兼光君） 時間なんいいっちゃ。1回、答弁を聞き。

議員（7番 吉元 成一君） 久保さん、誰が行って草を切るんですか。住宅の駐車場のところは安全でしょう。3メートルか4メートルある擁壁がある。割れて、俺専門的なことわからないけど、2メートルぐらいずっと陥没しとるんです。今度雨が降ったら倒れるかわからん。町道に覆いかぶさる可能性がある住宅があるんです。全然見てないちゅうことでしょう。自分らの仕事、住宅係がやってないということでしょう。家賃に見合うた整備ができなかったら、家賃下げなさい。そうでしょう。防音工事、そしたら補助金どうして返還するんですか。それから教えてください。どうするつもりですか、その住宅は。

議長（田村 兼光君） 久保課長。

都市政策課長（久保 和明君） 都市政策課、久保です。住宅防音工事につきましては、その住宅に入居する方がおるという条件で防音工事等の整備を行うわけですが、その中で、その人が退去する予定というのは未定なわけでございまして、その中で計画を、防音工事の入居の実態を見て防音工事を進めていったということでございます。

その住宅についてちょっと把握しておりませんが、今後調査して、それについては適正に処置していきたいと思っております。

議員（7番 吉元 成一君） はい、もういい。議長。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 課長、今言うたこと、一つ勘違いしちょらせんですか、課長。入居者がちゅうたけど、入居者はいつ退去するかわからん。病氣して、痴呆が出て施設に入らないけんような状態になって、みんなに迷惑かけたらいかんからって、本当はそこで死にたいぐらいの気持ちですよ。その住宅で。長年いたわけですから。必要だから役所のほうも申請、防音工事

を受けたいちゅうたらさせたわけでしょう、住宅を。そんなことを言わんでいいっちゃ。これからは気をつけます、今後調査してちゃんとしますと、こう言やあ済むことやないですか、回答は。

もう時間もないので、あなたたちの回答をいただくんやったら、これからやる時は一問題一時間でやります。そうしないと、答え返って来ません。きょうは何かすっきりしません。言いっぱなし、言って終わりそうな感じなのですっきりしませんが、きょうは何が言いたかったかということ、自分たちのする仕事に責任もってやれと。いいですか。合併して28回、僕の記憶によると議会がありまして、28回一般質問する機会がありまして、私は旧築城町の議会議員の当時から、選挙前の議会だけは質問をしてませんでした。だから1回目の、最初の選挙の時の6月議会はしませんでした。27回質問しました。それをほかの議員さんからどう言われるかといったら、「吉元議員はいいね、質問したらみんないい答えが返ってくる」、今も言われます。でも、最低限三つしてますけど、この中の一つが守られるか、返事したことが守られるかということ、27個も納得したことをやってもらってませんというか、指摘したことが町民のためにできてません。一つもしてないとは言いませんけど、多くて五つでしょう。三つから五つの間ぐらいしかできてないと思うんです。吉元議員はいい返事をもらえますねと言われる僕ですから、返事もらってない人は全然できてないんですよ。でしょう。やっぱりその場、言われた時は上手に答えるだけで終わらせないでください。これは、我々の願いじゃないんです。町民の願いです。町民の願いの代弁者として、皆さんの前で1時間もここへ立ってやあやあ言いよるわけですから。9月の議会までに、今指摘した建設課長と都市政策課長の今の案件について、幾らかでも前向きに進むことと、コミュニティーセンターの返事もいただきました。ちゃんと、できないことはできないときちゃんと教育委員会もものを言うように努力を願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....

議長（田村 兼光君） では2番目に、1番、小林和政議員。

議員（1番 小林 和政君） おはようございます。先ほど吉元議員が非常に気分がよくないと、すっきりしないというような感想を述べておられましたが、実は私、今回2回目の蔵内邸に関する質問をさせていただきます。

実を言いますと、前回のときに、最後まで見通しまでしっかりお尋ねした上で終わりたいと考えておったわけですが、途中でいろんなことが起こりまして、非常にすっきりしない気持ちの悪い終わり方になってしまったものですから、申しわけないとは思ったんですが、再度この関連の質問をしていきたいと思ひます。

前回につきましては、過去の経緯からいろんな質問をしてきました。本日は、今日から将来に向かってをメインにお尋ねしてまいりたい、このように考えておりますので、どうか一つよろし

くお願いします。

6月議会において私が質問しました保安全管理、保安全管理です。この管理の関係でいろんな問題がありましたが、それ以降について何らかの変更があったか。あれば管理担当の課長から、変更がもしあったのであれば、その部分を御説明いただきたいと思います。

議長（田村 兼光君） 田原生涯学習課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 変更等はありません。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 変更等が存在しないということであれば、蔵内邸の保安全管理については22年の11月に町有財産として保有してから、今現在でも私も質問しましたが同じような状態が現在まで続いておると、こういうことでしょうか。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） そうです。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） それでは、私がこの前質問しました保安全管理についての支払先が、要するに日常の業務の管理に対する委託をしておるところの支払い、支出先は、何とかボランティアという口座に支出しておるとのことやったんですよね。それはそのままということではないんでしょう。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。その案件につきましては、旧蔵内邸内の清掃及び敷地草取り等業務委託については、当初上深野自治会長さんと契約しておりました。6月議会で議員さんの指摘によりまして、ボランティア団体から自治会長名義に振り込むようにしました。

以上です。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 今現在、そのボランティアという口座には、一切何にも振り込みの状況にはなっていないと、こういうふうに理解していいですか。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。そのとおりです。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） ということは、それまでの支払い方が間違いであったというふうに認識していいわけですね。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。そのとおりでございます。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） それでは、22年11月に手に入れてから契約書をその時点で1回結び、23年度にもう1回結び、24年度でもまた再度、一年一年契約してきておるといことですが、その内容についても24年度分については、4月1日から契約した内容がそのままきておる、これ変更ないとこのように理解していいですか。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。22年度、23年度、24年度分についても、業務内容等は庭木の剪定後の枝の片づけ、敷地内の清掃等、以上変わりはありません。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） では、その前のボランティアに振り込んでおった状況のときに、委託料としてこの当時契約では一人当たり1日5,000円というような契約で振り込んでおったわけですね。この5,000円が、向こうが作業日程等を日報で報告してきて、それに見合った額を振り込むという形で振り込んでおったわけですね、これは。ということは、その向こうから来た報告書に従って、その金額を振り込んでいた。いいですか。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。地元のほうから業務日報報告書ということで、草取りの日誌ということで業務内容、出てくれた人、時間等の記入により、役場が確認し、支払いしております。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 実は、当初の契約書から23年度、24年度の契約書、内容が少し変わってきておりますよね。当初の契約書では、総額が60万円だということで、総額が入っています。それと、使役した人数、作業に参加した人数及びその者及び人数という契約になっておる部分が、23年、24年については、総額がなくなった。それから、使役者、それと人数の部分が人数の報告だけというふうに変更がありますが、これは何か事情があって変えたんでしょうか。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 自分の手元には24年度分のみで、22と23年度は確認しておりません。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） わかりました。じゃああなたにお尋ねしてもつまらんちゅうことですね。

それでは、もう一回お尋ねします。この口座には、向こうから請求のあった金額、今言うそれに、委託に対する、委託作業に対する金額以外の振り込みが発生したことはありませんか。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。ありません。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 私が何でそのようなお尋ねをしたかといいますと、その蔵内邸の予算の中で、運営管理費として使用した中に、今先ほどあなたもちょっと説明してありましたように、庭木剪定後の片付けという作業が入るとるわけです。別に剪定業務の委託もあるわけです。別に剪定をしていただいて、それに対する費用が払われたと。23年度についていえば、150何万かは植木の費用として払ったと、こういうふうになってます。この植木の剪定後の片づけは、その剪定作業というものが片づけるんじゃないかと思ったもんですから、こういう項目が入っておるのは植木剪定業務等についてもここにお願ひするようなことがあったんかどうか確認したかったわけです。だからその、もし植木剪定をほかの業者に頼んだんであれば、後片付けまで当然その業者がするんじゃないかというふうに思ったもんですから、ほかの振り込みはないかとお尋ねしたわけです。

あなたつかんでおる範囲で、その剪定については別の業者に出したんだという確認取れますか。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。剪定の分と、機械整備の分と、清掃業務、3点で委託契約しております。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 今よく理解できんやっただんですが、機械と、剪定と、清掃で、別の組織に委託をしておると、そういうことですね。

生涯学習課長（田原 泰之君） はい。

議員（1番 小林 和政君） わかりました。じゃあいいです。というような状況で、過去の経緯が進んできたわけです。

ここで、その22年度は半年しかありませんでしたのでいいとして、平成23年度、平成23年度、今回決算処理が出ておる分ですが、この23年度に蔵内邸関連で支出した総額、これつかんでおりませんか。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。管理関係については、382万281円の執行をしております。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） あなたの担当部門として出金した額はそれだけということですか。それ以外にもあるんじゃないですか。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。蔵内邸の管理については、これが全てです。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） それでは、今年度の23年度の決算書類の付属資料の中にあるはずですが、付属資料の29ページにありますけども、10款の4項4目で、今の管理費用と同じような出し方をされておりますが、ここにある金額、旧蔵内邸保存整備事業費という形で出ておりますが、これについては、科目はお宅のところの科目になっておるようですが、この金額はどういうことでしょうか。（「何ページ」と呼ぶ者あり）29ページ。付属資料の29ページ。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。旧蔵内邸管理運営費、10・4・4、382万281円については、ここに書いておるとおり、委員さんの報酬及び旅費、修繕及び委託契約等の合計が……。

議員（1番 小林 和政君） その件はいい。議長、済んません。いいですか。その上の行です。その上の行です。これは、科目はあなたの担当の科目にあるわけでしょう。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） この分については、測量設計がほとんど主で、蔵内邸のトイレの改修、それと宝蔵、米蔵等の委託契約の合計の金額でございます。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） ということは、蔵内関連ではあるが、実質的な保存の費用ではないと、こういうことですね。しかし、蔵内邸関連で1,200何十万円が出ておるということは間違いなく、そういうことですね。はい、いいです。

この関連は、要するに後ほどまた御質問しますけれども、3月当初予算の中で、蔵内邸のトイレと改修の予算が7,000数百万円可決されました。その準備段階での費用というふうに理解していいわけですよ、これ。

じゃあ続いて行きます。それで、今は管理部門の流れについてお尋ねしましたけれども、今度は活用部分ということについてお尋ねしたい。この活用については商工課のほうでやっておられるようですが、実際公開するまでの期間があとわずかになっておりますが、具体的な公開してからの収支計画等の数字はもうお持ちでしょうか。

議長（田村 兼光君） 神崎課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課、神崎です。年内の把握はまだしておりません。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） ありがとうございます。じゃあ、同じようにあなたのところで、蔵内邸関連で、活用策を利用する、この前も質問の中にありましたけれども、活性化委員会の中の一人に、その事業設計が何かの願いをしとるんだというような話がありましたよね。この蔵内邸の活性化策のためにお宅のほうで使われた予算、平成23年度分だけでどれだけになるかつかんでおりますか。

議長（田村 兼光君） 神崎課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課、神崎です。23年度、おおよそでよろしいですかね。732万8,000円になります。

以上です。

議員（1番 小林 和政君） ありがとうございました。

今現在、先ほども申し上げましたけれども、入札が済んだ状況になっておりまして、公開が迫っております。

じゃあ、ちょっとここでお尋ねしますが、正式な公開開始予定日というのは25年4月1日というふうに理解しておるんですが、それでいいでしょうか。

議長（田村 兼光君） 神崎課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課、神崎です。4月の中旬を予定していきまして、まだ日にちは決定されておられません。

以上です。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 4月の中旬ですね。1日ということじゃないですね。4月中旬が実質的な予定日であるということですね。

今までは、22年、23年度のお尋ねをしてまいりました。そして、今の25年4月中旬の公開予定であるならば、あと半年ちょっとぐらいしかありません。で、24年度におきまして、先ほど申し上げましたように当初予算の中で7,000数百万円の予算が可決されました。その予算、可決された予算に基づいて、24年7月31日の時点で蔵内郵便所新築工事2,695万で入札が済んでおります。落札されております。建物改修工事が1,938万で、入札が済んでおります。これ7月31日に。広報9月号の記事です。これについて、現在までの進捗状況については、どなたかお答えいただけますか。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。蔵内邸の便所については、今足場等を

組んで多分20%ぐらいのいきじゃないかと思えます。それと、蔵内邸の展示場とか宝蔵等についても、今契約したばかりで打ち合わせ中だと思います。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） あと半年、公開予定まで。十分間に合う計算でされておるわけですね。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。間に合います。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） それでは、実際工事をされることになったときに、私が心配しよんのは、工事用の車両があります。車両はどこからどう通って、どう入っていくかつかんでおります。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。狭い道ですけども、あの参道を通らなくて、古い道、狭い道を通るということで聞いております。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） そこで、今課長のお話もありましたように非常に狭い道です。軽が離合できる状態じゃないぐらいの道です。この道を工事用の車両が通る。通って工事をされる。これはできるかどうかわかりませんが、できるというのであればそれでいいとしましょう。

で、同じ道筋に、今度の補正で駐車場の整備で80万という数字が上がってました。駐車場の整備で。この駐車場の整備は、その近辺で用意されておる予定ではないのでしょうか。

議長（田村 兼光君） 神崎課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課、神崎です。駐車場の整備については、南門の前に今まで借りていた私有地であり個人土地であります、その分について賃貸契約をしまして、砂利舗装を今回予定をしております。

以上です。

議員（1番 小林 和政君） あなたのおっしゃる南門というのが、今田原課長のお話にありました道路の道路沿いにある門でしょう。その前ということですね。そうでしょう。なら、今の狭い軽の離合ができないような道を通って駐車場を整備する、工事もそれを通してする。こういうことですね。これ事実ですね。これが、今から半年間の間にどのような作業工程になっておるかわかりませんが完成させると、こういう状況である。そうですね。

そこでちょっとお尋ねしますが、その道で工事だけは安全にできるというふうに、工事の件だけでいいです。あとの件はまた後ほどお尋ねしますが、工事が安全にできるというふうに理解、

本当にされておるわけですか。 議長、答弁要りません。今言うこと、軽が通り抜けできない。当然、地元の方々が農業用の軽トラックで頻繁に生活道路として利用する道であります。これ、後ほどまた見通しの件で申し上げますけども、これを使って工事をやり、公開になったときにはその道を通って駐車場に行く。こういう計画で進んでおるわけです。今現在。で、今現在は、先ほどの工事が進んでおる状況である。それ以外に、あと半年間でこの蔵内邸関連でその他に予定しておることが何かせんらんことですね、それまで。蔵内邸関連で、これ中身の分については、やり方については後ほどお尋ねしますが、工事関係等で何らかの予定をされておることがあれば、それぞれの課であれば教えていただきたい。なければならないで結構です。

議長（田村 兼光君） 神崎課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課、神崎です。一般駐車場の砂利の舗装と、県道端にバスの駐車場を予定しております。この分の砂利舗装を行う予定です。商工課のほうは以上です。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） ちょっと待ってください。今この半年の間に、そのバスの駐車場を整備するという予定なんですか。

議長（田村 兼光君） 神崎課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課、神崎課長。県道端に地元の町内会の所有の空き地がありまして、バスが4台、4～5台止まるスペースがあります。この分について、同じように砂利の舗装をしたいと予定しております。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） それについては、この80万の予算の中に含まれておるといことですか。

議長（田村 兼光君） 課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課、神崎です。そのとおりです。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 田原課長のほうも何かありますか。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。工事については、庭園の整備ということとでさくの設置等を計画しております。それと、工事ではございませんけども、点字関係のやつを購入する予定にしております。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 町長、長々お待たせして済みません。今までの経緯をお尋ねしてまいったわけです。この前の、6月の議会で町長どういうふうに「順調に進んでおるとお考えで

すか」と言ったら、「はい、そうです」ということでした。今現在お考えになって、非常に順調にこの蔵内邸の保安管理、あるいは活性化に向けての準備が、非常に順調に進んでおるといふふうにお考えですか。私は非常に気持ちが悪くなっておるんです。嫌な気分が強くなって、だんだん不安が広がってきておるんですが。町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 今のペースでいけば、トイレと、それからいわゆる展示するところの、これはできあがると考えて、それから駐車場も必要最低限の駐車場、またこれはたくさん車がき出したら、ちょっとほかの手段も考えにやなりませんけれども、必要最低限の一応整備はして公開に踏み切れると、このように私は考えております。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） あなた、22年7月21日の臨時議会、あるいは7月14日の全員協議会での説明の中で、蔵内邸は築上町の宝なんだから、町が未来永劫保有して管理していくべきであって、これが他の観光資材とタイアップすることによって、観光行政が成功することによって、非常に上城井、下城井地区の活性化の役に立つであろうと、このためにこれを購入したと、こういうような説明をされておるわけです。そうですね。じゃあ、その時の、当時説明資料はどなたがつくったか知りませんが、説明資料の中から、当然運営費については極めて心配があるんだと、ふるさと納税等も頭に置いて、その資金の充実を図らなければならないんだというような説明がございましたけれども、このようにお考えだと思っんです。当時は。だが今現在、当時は町費450万の持ち出しぐらいは御理解いただきたいということで、当初の計画の中では説明してございましたけれども、今でもこの程度の持ち出しぐらい、要するに年間500万円ぐらいの持ち出しで十分未来永劫保持していけるというふうにお考えですか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 僕が500万程度というのは、現状の、何もしないで庭園の管理と、それから家の管理、修繕等が出てくればそれはまた別になりますけれども、通常の管理では年間500万ぐらいでできるだろうと。しかし、これだけじゃもったいないということで、人に見てもらいながら、見学料をいただいて、そこで雇用ができた、また土産品ができてそこで売られるようになれば、例えば飯塚の伊藤伝右衛門、これに匹敵せんでもある程度の形で地域の振興につながればというようなことで、そのためにはやっぱり工夫あります。豪邸めぐりという形で、日田にも（カンザンソウ）という豪邸がございますし、旅行会社等々とツアーを組みながら、こういう一つの豪邸めぐりのツアーとか、それからまたマスコミ、口コミ利用して、この旧蔵内邸には本当に金唐紙の壁紙がございますし、これも全国に数少ない金でつくった唐紙、これの分で非常に重要なものがございますし、こういうものをひとつ利用しながら、ある程度見学者をふや

して行って、維持管理費をふやしていこうと、そうすれば地域の活性化につながると、このように考えて、ただこれまた努力も必要でございますし、何とかそういう形の中で地域がうまく舞う、歯車が舞うような形での投資を今やっていると。で、また、たくさん見学者がおればまた駐車場の増設等もこれは当然僕は客の推移を見ながら、施設は整備していくべきだろうと、このように考えておりますので、必要最低限のものは3月末ぐらいまでには完成はやっていくと。そして、今後、さっき申したように、見学者の推移を見ながら、皆さんと検討しながら、もう少し施設の充実も考えるべきじゃなからうかなと、このように考えております。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 非常にバラ色の将来をお考えのようですが、じゃ具体的にお尋ねしていきます。あなたと私の違いがあると思うんで、具体的にお話していきます。

じゃあ4月中旬に公開をされる、どういう形でやるか、当然直接運営か委託かどっちかでしょうから、どういう形でやられるつもりですか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には、公共的団体に管理はお願いしていくべきだろうと。町の直営という形になれば、町職員は完全にあそこに配置するという非常に高い人件費を払ってやらなきゃいかんという形になりますし、あそこで観光協会なり、いろんな団体がございますけれども、そこで相談をしながら運営をやっていくと、これが私はベターではないかなと考えております。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 観光協会に委託をしながらやっていく、その負担が先ほど言うような450万円程度というような案が出ております。先ほど神崎課長は、実際の一般公開した後の収支計画についての数字はお持ちになってないということでしたが、町長はそれ何らかの形で数字はお持ちなんでしょうか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的にはあそこに何人が配置したら、この人件費は当然必要になってまいります。それから、またボランティアの皆さんに案内をしてもらわなきゃいけませんし、一応具体的な数字はまだいわゆる商工課長持ってないというけど、アウトラインは私は持っているというふうなことで、これを1月までにははっきり委託先を決めるということで、商工課長ですかね、考えておるといことで私のほうに報告がっております。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 具体的な数字はまだはっきりしたものお持ちじゃない、町長はお持ちというような発言をしてますけども、私のほうでは、具体的な数字がないと議論の対象にならないもんです。

町長（新川 久三君） 議論の対象というか、これ一般質問で、私どもはまだ持ち合わせしてないと、今検討中ということで御理解ください。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 私の表現の仕方が悪かったんでしょう。だから、具体的にお尋ねしていく、そのときに私ども、外から見る人間が根拠にするのは、先ほど申しあげましたあなたが当初の1億円の寄附を受け取るというときに、当時かなり絵に描いた餅であるというような表現をされておりましたが、その当時出した資料、私らは材料がないわけです。その材料の中に、この資料は7月14日の全員協議会で出された資料のようなのですが、運営予算の素案というのが出ております。この運営予算の素案の中に、管理運営を委託した場合ということで出ておりますが、これは先ほど町長がおっしゃっておるように、新しい公開や運営で、委託して運営していくんだということですので、ほぼこれにのっとったやり方であろうと思います。この運営委託した場合の委託料として、450万円がこの当時計上されておるわけですよ。委託されたときに450万円の委託料として、計算の素案としては出ております。これで入場料を300円として年間3万4,200人の入場者を見込んで、1,020万円ほどの入場料があるんだと。こういう採算を立てて、残りの歳出についてはそれぞれ先ほどおっしゃってありましたように、人件費等の計算をして、採算がとれるんだという数字になっておるわけですよ。こういう当初の表現の中では絵に描いた餅というような表現がされておりましたけれども、私どもとしてはこれを見る以外に手が無い。何でかということ、半年後に迫った公開についても、具体的な材料がこれしかないという状況なんです。この材料でお話をする以外に手が無いが、それ以外今私があなたに申し上げておりますような、450万円の委託料は、あなたは先ほどの答弁の中で、何にもしなかったも500万円以内ぐらいなんですよというようなお話がなされた。しかし、実際は委託したときに、委託料として450万円を負担すれば、採算が取れるような運営がやっていけるんじゃないかというような、当時の表現で絵に描いた餅で説明をされておるわけですよ、ここで。ちょっと考えが変わってきちょるんじゃないありませんか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には500万円という形は維持管理と、通常の維持管理で500万円ということで、たしか当初説明したときには小林議員、まだ議員でなかったと思えますけどですね、全員協議会等々で説明してきたのは、通常の管理をすれば500万円要ると。あとの当初はやっぱり少しは運転資金必要かもございませぬ。例えば、給料未払いになったらいけないという形になれば、そこんところで第三セクターでやってもらうのか、そうすれば今観光協会では運転資金持ってないと思うんで、どうするかというのを今検討中でということで、基本的には、後の部分は見学料で賄っていかうと、人件費等々は、そういう考えでおるといふのを、これ

はもう最初からやっぱり絵に描いた餅でないと、いろんな実行ができませんので、必要最小限のことを提案を今させていただいておるとというのが、例の全協でのいわゆる収支計画と申しますか。これに若干、また具体的なものをつけていかなきゃいかんだろうと思いますし、いろんな町が出すべきものは施設のいわゆる修繕とか、それから、新しくいろんなものを建設するとかいう形が必要になった場合は、町費をもって、これもまた有利な財源ということで、ちょうど今過疎債が適用できるんで、そういうものでやっていくということで、一番大きなネックになるのが、本当に多くのお客さんが来て、駐車場困ったなど、これがやっぱり一番の我々の心配の種じゃないか。あとは土産を売るところを若干増設したいとか、そういう形でしていく、これがまた地域の振興になって、蔵内邸の存在がどんどん広く世間に知れ渡っていくというふうな形になるのではなからうかなと、こういう思いを持ちながら、これを実行に移していくというのが肝要でないかなと考えております。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） じゃあもうね、あなたとそういう内容の話しても無理ですね。だからその話はもうやめましょう。実際の目の前のことだけで話していきましょう。

いいですか、今、先ほどお話ししましたように、あの狭い道で工事をし、今から半年で間に合うということですから、4月の中旬の公開日には、どういう形になっておるかちょっと考えてみてください。県道沿いのバスの駐車場、で、バスで見えてくれる方は、そこにとめて、あと歩いていってもらえばいいわけです、これは。じゃあ車で来た方は、今の狭い道路を通過してその駐車場に行く、その駐車場にどれだけの余裕があるか私は知りませんが、何台ぐらいとめられるわけですか。

議長（田村 兼光君） 神崎課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課、神崎です。約50台とまると思ってます。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 50台とめりゃあ、そりゃ十分ですね、駐車場ね。あの土地に50台とまりますか。私とあなたは随分見解が違いますが、あなたは正式な答弁で50台という答弁いただきました。で、私もこれを答弁として理解しております。

で、この駐車場の行き来の道路は、先ほど申し上げましたように、軽の離合もできないような場所、地元の人たちが生活道路として使っておる道路ですよ。この道路に50台の車が1日来るそうです。当然軽じゃなくて普通車でしょうけ、向こうから来る車、まあ向こうでとまっちゃうかんにゃいかんでしょ。こういう状況になります。公開後はですよ。そうしたら、こういう状況でどれだけの期間、公開をされていくかわかりませんが、いつまでその状況が続くかわかりませんが、当然半年や1年ぐらいのもんやないと思いますよね。この期間、こういう状況で

公開する、実際この絵に描いた餅によりますと、2人とか3人の雇用、1日4,000円とか6,000円での雇用は発生するようにはありますが、地元に対する貢献とか、何らかの活性の策になるようなことはどういう面があるわけですかね。私は迷惑かけるばかりで、負担ばかり強いような状況が起こるんじゃないかと、こういうふうに感じておるわけですが、いかがですか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 迷惑だと、これは個人的な形になろうと思えますけれども、基本的には道路の改良というのも、これは当然非常に多くの見学者が訪れるという形になれば、当然道路の改良も必要になってきましょうし、今必要最低限で、このいわゆるオープンができるような形でやっていこうということで、本来なら何もかも道路はあそこに舗装つきの二車線の道路をつくるのが一番よかるうって、それはちょっと無理だということで、少しずつ、見学客の推移を見ながら、いろんな形のを改善していこうということで、道路も一応検討はしております。もう一歩別の道路をつくっていこうとか、そういうことはしておるけど、ちょっと待てよということで、当初は少しは地元の方に迷惑はかかるかもわからんけれども、町道でございますし、そこんところは的確に不安要因をつけたりという形も必要になるかもわかりません、多い時期にはですね。そういうことで、何とかオープンにこぎつけていこうと。多くの人があれば、早急にでも新しい道路も私はつけかえ道路といいますが、必要になってくるんじゃないかなと考えております。そういう形の中で、何もかにもが否定じゃなくて、協力していただく態度になっていただければ私はありがたいと思います。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） 私はこの前の一般質問でもあなたに申し上げました。あなたが下城井、上城井地区の活性化に気を使っただけ、ものすごく心より敬意と感謝を申し上げます、お話ししたはずなんです。私も蔵内邸自体をあなたのやるのが悪いと言いよるだけで、これを利用することについて活性化策になるのであれば何も申し上げるつもりはありませんよ。これが逆に負担だけを強いて、非常に不十分な計画で、もうあなたとこういう話をしても無理です。もう結論を行います。

私はね、初めから極めて気持ちの悪い状態で来ておるわけです、この計画は。私と同じような気持ちを持っておる住民の方の声もいっぱい聞きますよ。で、どういうことか。まず、これは1億円の寄附をいただいて購入しました。この1億円の寄附をいただいた方は、あなたの説明によると、臨時議会での議案を見てみますと、非常に文化財に理解を示していただけの方で、これだけなんです。この方に関する説明はね。これで寄附を受け入れて、その方がいただいた1億円を8,000万円払って2,000万円は基金として積み立てております。そういうことで、

いま現在もまだ2,000万円残っております。

そして、この購入した後、活性化と保安管理の検討委員会というのを作りまして、これで案をつくってもらおうと。その過程で前回の一般質問から今回に関して、お尋ねしておりますように、この委員の中の方々が、その部分のかなりの部分の業務を請け負ってされてきた。こういう経緯がある。

で、昨年度、先ほどお尋ねしましたが、昨年度の蔵内邸関連の予算の合計は、管理のほうで1,600万円ぐらい、それから、活性化のほうで七百万円使っておる。2,200万円ぐらいは蔵内関連で去年の予算はもう使っております。その前年度に半年の部分でも、管理の部分で二百数十万円のお金を使っておるようですので、2,500万円ぐらいの金は、昨年度までに投入しておるわけです。いいですか。昨年度までにそれだけの金を投入し、そして、今年度の予算で、先ほど申し上げましたトイレとその工事がなされる、これが両方で4,500万円程度になります。では、これでもう7,000万円ぐらいの資金が投入された。その投入された形をよく考えてみますと、先ほど神崎課長のほうからお話ありましたけれども、駐車場の整備80万円かけてやる、これがあの塀の外の部分だけなんです。塀の外の部分に使った費用というのは、80万円だけなんです。まだこれ、今度の補正で出ておるんですがね、80万円だけ。残りはすべて塀の中なんです。すべての費用が、で、塀の中の費用のためにそれだけ使ってきた。じゃあ、地元の人たちにとって、何の効果がある、何をつくりよるんか、こういうイメージが出てくる。地元に対する貢献、あるいは活性化なりの何の役に立つかというふうに疑問を感じておるわけです、私は。だからこういう状態でこれから進められることに、非常に不透明でありながら、不公正な進め方がされてきておる現状がある。さらに、先ほどお尋ねしますと、半年しかない将来の見通しについても、まだきっちりできてない。あと半年しか準備期間ないわけです。非常に行き当たりばったり。これは活性化どころか地元負担はもちろんですが、将来的には大きな負担として残っていく。こういう気持ちが出てくるわけなんです。非常に気持ちがよくない、非常に不安が大きい、だからこういうことを申し上げておるわけですが。町長いかがですか、これは。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 小林議員も大分ひん曲がった考え方で質問してもらってございますけどね、実はこの、これはもう本当に築上町の宝なんですよね。この旧蔵内邸というのは、歴史的に見ても、これは明治初代の建物というようなことで、全国的にもまれな、これやっぱり当然宝として保存するのが、まずこれが第一の目的なんですよね。そして、そのためには、少しよその人からお金を出してもらおうかということで、見学をしてもらおうという、こういう発想で、そして、そうすれば、おのずからと何か歯車が回り出せば、地域でも皆農産物があそこで作って売れるという形になれば、非常に農家も潤ってくるんじゃないですか。そういうのは全然毛頭なく、金

が、堀の中だけという形、これ必要最小限の僕は投資と言ってますよね。

だから、人が来てもらうためにはトイレも必要だろうし、それから、いわゆるあそこ蔵がございまして、蔵の改修等々もやらなきゃいかんだろうと。そういう形の中で財源的にも7,000万円、7,000万円言うけどですね、これは過疎債を使わせていただいて、大体5,000万円が国からまた別途いただけて、町のお金はその中の3割と、2,000万円ですかね、そういう考え方になって物事を考えていただければ、単に7,000万円、7,000万円という形じゃなくて、これは先に上城井地区が活性化するための私は投資ということで考えておるので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 小林議員。

議員（1番 小林 和政君） じゃあ私はもうあなたのおっしゃるひん曲がった根性でね、もう1個申し上げますわ、最後に。もう1個ね。

私は何でこういうことを言いたいかと言うと、これきっちりした形で進められてない非常に不透明な形で進められておる、こういうことを言いたいわけですよ、いいですか。最後にもう1点だけ申し上げます。みんな心して聞いてもらいたい。

私は、去年の12月に非常に不公平な工事の行政指名のやり方をやっておりますか。同じ日に2件指名されて入札した業者がある。この業者が12月の建築の面でもまた指名が入っており、こういう不公平なやり方をしておりますかということでお尋ねしましたよ。そしたら、2件の事実はもちろんその2件同じ日に入札して落札した業者の方は、これに載っておりますからだれでもわかるわけです。広報に。

ところが、あとの建築については調べてますというような答弁をいただきましたけれども、恐らく今時点何もないから放ったらかしになつておると思いますが、非常に偶然なんです、非常に極めて偶然に発生したことではあると思いますが、このトイレの応札された方がこの業者なんです。だから極めて不透明なやり方で進行しておる嫌な気持ちがあるというふうな、そういう面も含んで嫌な気持ちと申し上げておるわけですよ。私のひん曲がった根性でお伝えしておきます。

これで終わります。

.....
議長（田村 兼光君） それでは、これで午前中の質問を終わります。

再開は、午後1時からとします。

午前11時49分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番目に、15番、武道修司議員。武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 通告に基づきまして質問をさせてもらいたいと思います。

まず、最初に、災害と防災について一つずつ質問をさせてもらって、最後に、財政問題ということで三つの質問をさせてもらいたいと思います。

それで、まず最初に、災害時の対応についてということで、7月の14日の日に大雨で、当町においてもかなりの件数というか、被害が出ております。その際の対応についてということで、二、三、住民のほうから苦情というか意見が出されたことを総務課長に一度伝えたんですが、ここで再度確認をしながら、今後の対策に役立てられればなということで質問をさせてもらいたいと思います。

まず、1点は、住民の方から言われたのは、消防はどうしているのかと。で、実際的には消防団はほぼ全員出て災害対策に当たったと。ところが、防災無線でその消防の集合をかけていない。その消防が動いたということが住民に見えていない。災害において、住民に対して注意勧告なり、いろんな何ということですかね、その避難場所の提供なり、そういうような放送もなかったということで、町のほう、消防のほうの対応ができていなかったのではないかというふうな声が出てきたところです。その方には、消防は早い段階で出て対応してるし、職員のほうも早い段階から、特に管理職は役場の本町のほうに集まって対応をしていたんだという話はしましたが、実際的にはやっぱり姿が見えてなかったというのも事実ではないかなというふうに思っております。

そのときに、もう一つその住民の人が不満に思ったというか、避難所の対応で、実際この近くでいくと、小原川がほぼ氾濫に近いというか、ぎりぎりのところで水が少しオーバーしてきたと。10号線付近で地下が埋没したという、家、車も含めて埋没したという家もあります。それとか、足元というか、軒先のほうに水が入ってきたとか、高塚のほうにおいても西川商店の裏が30センチぐらいの水没、近くでいうと川食の前がかなりの水が出て氾濫をしたという中で、避難をしたいという方が役場のほうに連絡をしたと。そしたら、椎田中学校が避難所になっていますという連絡を教えてもらったと、これはもうそういうように避難所もそういうようになっているので。ところが、椎田中学校に行ったら開いていなかったと。で、時間が7時から7時40分の間ぐらいがこれ一番雨の激しいときで、水も水かさがふえていった時期ではないかなと思うんですが、そのときにその対応ができていなかった。実際8時過ぎになって、何かその対応ができたとかいう話も聞いております。そのタイミングがもう結局水が引き始めてから対応したというふうな状況もあって、結果的にはいざというときの災害対策というか、一番いいタイミングでの対応ができなかったのではないかなというふうに思うんですが、その点について流れを、今言った流れはどうだったのかを説明をしていただきたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。当日の7月14日の災害における対応について流れを御説明いたします。

本町の災害対策の大まかな流れを申し上げますと、気象庁から本町の区域に大雨洪水警報が発令された場合、まず警戒配備をしきます。この警戒配備本部には、通常、これ勤務時間中であれば総務課のほうで対応いたしますけれども、勤務時間外であれば、管理職員が5名ないし6名を1班といたしまして、順番で警報が解除されるまで本部のほうに行っております。住民からの電話での問い合わせ、あるいは情報収集等にこの警戒本部のほうで対応していくということになります。

その後に、大雨が激しくなりまして、災害が複数発生し、警戒配備では対応できないということになりました場合、災害対策本部に格上げをいたします。この災害対策本部は、第1配備から第3配備までございます。第1配備は職員を4分の1動員、第2配備は半数動員、第3配備は全員動員という形になります。14日の大雨につきましては、前の日の13日の金曜日、昼前後に警報によりまして警戒配備を一たんしいておりましたが、警報解除に伴いまして警戒配備も解散しております。

しかし、深夜に再度大雨警報が発令されたため、当日の午前2時ごろ1班5名による警戒配備をしき、さらにその後1班を追加いたしまして、2班体制、計11名で対応いたしましたけれども、住民の皆様からの電話等が多くなりまして、午前6時27分に災害対策本部を設置し、およそ50名ほどの職員で対応をいたしております。

なお、消防団につきましては、各部ごとに地元で活動をしてもらおうということで、この連絡は消防団の連絡網で周知をするということでしたので、特に防災無線による動員はかけておりません。各消防団につきましては、それぞれの地元のほうで土のう積みや滞留した土砂の取り除き等に当たっていただいております。

それから、当日は正午でこの災害対策本部を災害警戒配備のほうに移行しております。その後、午後10時に大雨警報が解除になりましたので、警戒配備も解いております。大まかな流れは以上でございます。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） はい、ちょっと今回の場合、対応とすればかなりやっぱり不十分だったのではないかなと。これが7時40分から50分の間で大まかな雨が、強い雨がですね、一たん上がり、水位がそこまでそれ以上上がらなかったと。ところが、耶馬溪とか八女のような、それでもまだ降り続いたということになったときに、この地域の状況はどうだったのかということを見ると、対応としてかなり出おくれと連絡とか放送とか、特にその防災無線での放送は一切なかったというのはこれは事実なので、その対応についてはかなりまずかったのではないかな

というふうに思うんですが、特に避難をしたいといった方々が避難ができなかったと。避難をしたいという方が避難できなかったというのは、これは大きな私はミスというか対応の悪さがあったのではないかなというふうに思うんですが、その点について町長、副町長、御意見があればお話をお願いしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） ちょうど警戒本部から災害対策本部という切りかえ時、これについてやっぱり皆さんに私は周知をするべきだろうということで、災害対策本部を設置しましたということとは当然今後のそういう本部を設置したときには、防災無線によって放送すべきだということで認識いたしたところでございますし。

それから、もう一つ、警報が出た場合です、気象庁から。これもやっぱり防災無線で警報が出ましたということで、まだテレビとかラジオで周知してない方がおれば、無線でも周知できるようにということで、事前にただいま大雨警報が出てますと、雷警報出てますというふうなことで周知徹底するほうがベターではないかと、このように今考えておりますので、今後警報が出れば、そういうことでやるようにという指示はもう現在しておるところでございまして、きめ細かい情報伝達をやるべきだというふうに思っておりますので、できるだけことはやってもらいたいと。

そして、先ほど椎田中学校が開いてなかったと、これはもう当然やっぱり行って、だれかが早く開けるべきというふうに考えておりますので、避難の相談があったときには、すぐにそこを開けに行くという形にしないと間に合わないということで、だれかが責任もって、その班を決めていこうというふうに今考えております。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 防災無線なんで、町内死亡者の放送をするために器具をつけるわけではない。あくまでもその災害対策をメインとした住民の生命と財産を守ることが基本でこの防災無線が設置されてるという観点からいけば、注意報はどうかという部分もありますけど、注意報でも放送できるタイミングがあればしてもいいんじゃないかなというぐらいに、この防災無線を活用すべきであろうと思うんです。で、今町長が言われたように、警報が出たと、テレビを見ていない人、ラジオを聞いていない人はわからないわけです。そしたら、せめて防災無線でこの地域に警報が出ましたと。で、こういうような状況ですということは当然周知すべき器具ですから、防災無線を十分活用していただきたい。

まして、災害対策本部ができたのであれば、その災害対策本部ができましたという放送と、消防団に対して消防団員に対して、その準備、対応をするという放送をやはりするべきだろうと思うんです。結局連絡があったのが7時半過ぎ、消防のほうですね。で、それから電話連絡で連絡をして呼びかけたと。最終的に集まったのが8時前というふうな状況で、雨も完全に上がって、

水位も10センチから15センチぐらい、場合によってはもう完全にもう水が引いてしまったよというところでの消防団の集まりだったと。結局やっぱり土のうを積むとか、そういうのはやっぱり水が入らないようにということがベストタイミングなので、ちょっと今度の対応が余りにもまずかったのではないかなと。

椎田中学校にしても鍵開いていなかったということで、今後は開けていこうということなんです、なぜ今回こういうふうな原因になったのか、なぜ避難をしたいといった人がすぐに避難ができなかったのか、中学校開かなかった、その原因はどこにあったのですか。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。まず、今後のことにつきましては、災害対策本部を設置した場合同時に避難所も何カ所か開設して、町民の皆様が避難したいと、まず自主避難したいと思ったときに、最寄りの避難所に速やかに避難できる対応をしたいと思います。

それから、今回の避難所の開設のおくれにつきましては、避難所の開設する時期といいますが、タイミングがマニュアル化されてなかったというところに大きな原因があると思います。

今回の7月14日の水害につきまして、今武道議員から御指摘ありましたように多々反省点がございませう。現在、町の防災計画を見直しを行っておりますので、その中で来年度からの防災計画書の中に今回の反省点を踏まえて、同じようなミスをしないように、だれが担当になっても速やかな対応ができるように、マニュアルをつくって防災対策に努めたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 今回人命にかかわるような被害が出なかったから、結果的にはよかったという話でしょうけど、もし人命にかかわるようなことが起きて、なおかつこの避難所自体の対応もできていなかったということになると、行政に対しての批判はすさまじい批判をしてたのではないかなと。そういうことも踏まえ、今後そういうことのないように十分注意をして、危機管理というか、特に東日本でああいうような被害を受けて、危機管理に対しては想定外という言葉のないような対応をとということが今ずっと言われてますので、あの震災から約1年ちょっと経ったこの時期に、こういうふうな対応であれば、やはり不安が残ることになりますので、しっかりとしたマニュアルをつくって、しっかりとした対応をお願いをしたいというふうに思っております。

特に、どこに逃げたらいいのか、どういうふうに逃げたらいいのかということをしっかりと皆さんに周知徹底のできるようなマニュアル、その避難場所の確保をしていただきたい。特に、津波の関係とか今後出てきますので、そういう点についての対応をお願いしたいというふうに思っております。

2番目の質問とちょっとダブる部分がありますが、次に入らせていただきたいというふうに

思います。

8月29日に「南海トラフ」の巨大地震ということで発表がありました。先日議会のほうにも総務課長のほうから築上町の浸水の被害というか、その図面をいただいて説明を受けたところがあります。約4メートルというふうな話がありましたが、実際的には3.2メートルということで、築上町自体のその図面からいくと、余り被害のないような感じの図面が上がってきてます。

ただ、この図面から考えても、すごく私自身が納得いかないというのが、3.2メートルの津波がきたら、単純に3.2メートル、海拔3.2メートルまでは被害があるという想定をしてもいいんじゃないかなという。3.2メートルのところと海拔2メートルのところと被害がないようになってるんです。この図はですね。現実的には台風で高潮になっても浸水するようなところが、3.2メートルもの津波が来て浸水しない、どう考えてもちょっと私理解できないんです。で、この図が本当に正確なものなのか、それとも大まかですね、日本全国というか、そういうような中での大まかな図面でざっと引いたような感じになったからこういうようなのになったのか。その点についてわかれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これは国の発表でございまして、これをやっぱり基準にある程度のことはやっていかなきゃ。それと県の発表したのとまた若干違うんですね。県の分は瀬戸内で起こったときの地震ということで、このときは津波がもう50センチしかないということでございましたけれども、国東半島の向こうは非常に高い波が来るけれども、国東半島からこっち側は4メートルの津波という想定でございまして、私も冒頭申しましたけど、到達時間が5分、築上町一番早く豊前より早く来て、吉富は10分早く来るというふうなデータも出ておるということでございますけど、基本的にはやっぱり私は国道から、大体国道が標高10メートルぐらいあるんですね、平均的にですね。だからそれから上までは逃げる必要があるというふうに考えておりますし、その図面でも私の家のところが一番危ないような状況になってます、実際ですね、僕のところは標高2メートルしかありませんので。そういう形の中で、基本的には津波の発令が出たら逃げるということで、人命を第一に逃げてもらおうと、これしか私は方法はないんじゃないかなと。4メートル堤防がないところに全部直していくという形になれば、相当小さな水路から海に流れ込んでおるともございまして、そういうところに全部標高を5メートルぐらいの堤防にしていかなければいけないという形になれば、これはちょっと今の状況では非常に困難な状況もございまして。だから、基本的には、津波の発令がしたら3時間14分で地震発生後ここに来るという想定でございまして、だから基本的には3時間あれば、ある程度皆さんに伝達できて逃げてくださいという伝達はできるのではなかろうかなと思っております、そのところの訓練も必要になるのではなかろうかなと考えておるところでございまして、先ほど3.2メートルの全部堤防、

高さにするという、これも非常に難しい、農地も全部3メートル以下のところも大分ありまして、これはもうこれをかさ上げするというわけにはいかないし、とにかく津波が来たら人命第一で逃げるということを町民の皆さんにアピールしながら伝達をしていきたいと、このように考えております。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 私も3.2メートルまで全部かさ上げをというふうなつもりはありません。ただ、この図面で安易に来ないんじゃないかというふうな安心感を持つとちょっと怖いなという。例えば3.2メートルというのが、例えば満潮時で大潮で、その時点でというふうな想定をしたときに、今ぎりぎりいっぱいまで来ちよるところは3.2メートル上がればかなりやっぱり来るわけですね。だからこの単純な図ではいかないんじゃないかなと。今町長が言ったように、最悪の最悪を考えて、この付近までは最低逃げないといけないんだという部分を、やはり線引きをしっかりとって、当然この図も参考にしないといけないと思うんですが、その非難をする場所と、非難をする行程というか道のり、そしてこれから上のラインという、そのラインをしっかりとって、やはり防災対策、津波対策をするべきではないかなと。

先ほどの防災マニュアルの関係にもありますが、その防災マニュアルをつくる中で、「これは津波です」「これは水害です」といろいろなことがあると、住民も何が何だかというふうな、資料がどれがどれかということになると思うんです。それで、そういうものも踏まえてすべてが網羅できるようなマニュアルをしっかりとって、日ごろからそれを見ればその対応ができるんだというマニュアルにするべきではないかなというふうに思うんですが、その点について、そのマニュアルの作成をどのように考えているかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。それぞれの災害対策のマニュアルを一本化して、わかりやすいようにという御質問だろうと思いますが、一つの図面に大雨・洪水警報、それから大雨・洪水・津波・暴風などの災害をまとめてしまいますと、非常にかえってわかりづらくなるというふうに思っております。そこで、築上町といたしましては、それぞれ災害ごとにマップをつくりまして、住民の皆様にお知らせしたいというふうに考えております。

今回の津波の件につきましても、予想していたよりもかなり小さな被害ということですが、住民の皆様には津波マップをつくりまして現状を知っていただきたいというふうに思っておりますし、それから今後の対策といたしまして、従来から御指摘がありました標高を示す看板、それとか防災無線の海岸沿いの増設、屋外拡声器の増設、それから先ほど申し上げました防災計画の見直しで、今後の防災対策というふうにしたいと考えております。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 最後に聞こうと思ったことを、今課長のほうから言っていたいただきましたので、その海岸線の放送というか、スピーカーを設置して無線での放送をしっかりとやるとか、あといろんな対応をするということは、今ここで例えば言っても、近いうちに、それができる前にもしかしたら被害があるかもしれない。そういうふうな災害があるかもしれない。なら、一日も早く、やはり計画ができたのであれば、建物を建てるとか何とかというんじゃないんで、対応を一日も早くすれば、その分住民の命を少しでも守ることができると思いますんで、早急な対応と動きを、ただ単に計画するだけじゃなくて動きをしていただきたいというふうに思います。それでは、防災対策についてまでは終わりたいというふうに思います。

最後に、財政問題についてということで、これも先日、テレビ、新聞等であったわけなんですけど、自治体の運営費である地方交付税、交付金などを年度中に執行抑制に踏み切る、早く言えば国にお金がないで借金をしないといけない。その借金もすぐにできないという状況があって、地方のほうに支払いがすぐにできない。特に福岡県の場合においても、借り入れをして対応をということで、全額借入をするというのは到底無理な話だろうと思うんですが、当然県のほうには影響出てくるのは、これは事実としてわかるんですが、当町、この築上町において、この対応で何か問題が発生するのか、それとも全然問題が発生しないのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 国の今ねじれ現象ですね。衆議院は法案通ったけど参議員は通らないということで、非常に困ったことでございます。交付税の配分が遅れると、これはもう間違いなく遅れます。というので、今うちの町に、いわゆる歳計現金ということで、銀行に預けているいつでも使える金が20億ございます。この分で当分はしのげるのではなからうかなと思いますけれども、やがては一時借り入れ、もしくは財政調整基金の繰りかえ運用というものをやりながらしのいでいかなければいけないと。そして、最終的にはまた財政調整基金を取り崩す、いわゆる歳入欠陥に陥れば取り崩して、交付税を減額して、あと繰入金、財調からの繰入金を予算化して、皆さんの議会にかけなきゃいかんという状況、これが最悪の場合でございますけれども、当分の間はそういう形で、今20億円、歳計現金持っているということで、これの運用で行けるのではなからうかなと考えておるところでございます。

議長（田村 兼光君） 則行課長。

財政課長（則行 一松君） 地方交付税の御質問でございますが、地方交付税につきましては、7月に今年度の交付税の税額が決定いたしております。この部分が36億9,473万円でございます。で、交付税の交付時期といたしましては、年に4回、4月、6月、9月、11月の4回に分けて交付されるようになっております。

本町におきましては、この4月と6月に概算交付額ということで19億円ほど既に入っております。全体的に、割合にしますと51.4%ということでございます。残りの部分の9月と11月の交付部分でございますが、9月分につきましては先週の金曜日、9月7日の日に国のほうで閣議決定が行われまして、9月分の市町村の交付につきましては、その全額を交付するというので、本日8億9,692万3,000円が既に交付をされております。ですから、あとの残りにつきましては、11月分の約9億弱ということになりますが、現状のままでいきますと、国の特例公債法案が通らない以上、国のほうの財源が大体11月ぐらいには枯渇をしてしまうということで、11月分についてはまだまだ不明な点がございまして、うちの場合は、先ほど町長が申しました通り、8月末で約20億円の歳計現金がございまして、当分の間はその部分で大丈夫かと思っております。

以上でございます。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） とりあえず、一般家庭でいけば生活をしていくためにはどうにかやっていけるんだと。

ところが、余分な買い物というか、例えば工事をするとか道を整備するとか、例えば町のほうでこういうふうな新たな事業をしたいんだというものが、結局そしたらできるのかということ、今度そこが厳しくなるのではないかなというように思うんですが、そういうふうな部分に対して、例えば11月の交付金が入って来なかった場合、今現時点でこれをやっ払いこう、これをやっ払いこうというものがかなり抑制をされるのではないかなと思うんですが、そういうふうなものはないんですか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 先ほど申しましたけど、一応今予算で議決していただいておりますけど、これについては多分交付税、一応支払い時期は遅れるかもわかりませんが、これは一応きめられたことでございますので、11月に入る分も遅れて入るという形には、いわゆる国に貸しがあるという形になろうかと思っておりますので、いよいよになれば、国がこの借入金ができない場合、さっき申したように財調を崩して補正予算、歳入の組み替えをやらざるを得ないかなと、一応歳出については、予算的に皆さんに、町民の皆さんに公示しておりますので、これを取りやめるわけにはいかないと、このように考えております。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 当然、町のほうにもそういった影響が出てきて、実際いままら継続しようかというのをストップかけたり、これはちょっとしよかったほうがいいなというものをちょっと見あわせようかとか、来年度にまわそうかとか言うことが出てきて、結果的には住民

にその分の迷惑がかかってきたというのが事実だろうと思います。特に県のほうもそういうふうなことで金額が大きくなりますんで、事業についても見送ったり、場合によっては国から来る補助金等が来なくなって、事業をする予定ができなくなったりとか、いろんなことが影響が出てくるのではないかなというふうに思っております。

これを当町で今どうかというふうな話じゃないんですが、やはり地方から国に対してしっかり要望というか意見を出して、実際こんだけ国民が迷惑してるんだということをしっかり言うべきだろうと思います。ただ単に待ってて、いつかは来るだろうということじゃなくて、この近隣でも皆さんと声をそろえて、場合によっては福岡県が声をそろえて、国に対してしっかり要望を出して行って、しっかり払ってもらうように、住民に迷惑かからない、国民に迷惑かからないような対応をとということで、新川町長がリーダーになって国に要望していただきたいなというふうに思います。

なるべく住民の迷惑のかからないような行政運営をお願いをして、質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

.....

議長（田村 兼光君） 次に、4番目に、16番、西口周治議員。

議員（16番 西口 周治君） 通告に基づきまして質問させていただきたいと思います。的確にすればすぐ終わりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1番目、光事業の進捗状況。これは、3月議会で光ファイバーを町内一円、全部くまなくやりますよというふうな町長のお題目の中で予算を組まれたわけなんですけど、その後の進み方がどうなっているのか。もう半年経ちますので、どのぐらいまでどうなっているのかというのが全然見えませんので、その辺の進捗状況をお願いします。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。光の整備につきましては、仕様書の作成に少々手間取ってございましたけれども、事業者を公募いたしまして、先月30日に3社によるプロポーザルを行っております。きょう明日中に通信事業者を決定いたしまして契約をするという運びになっております。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） 普通民間だったら恐らく首ですよ、それは。予算が決まったら、やはり3カ月以内というよりも、本当は1カ月から1カ月半でそのプロポーザルまで持って行って、それから2カ月目には工事が入って、今ごろは工事どこどこが入っていますから、いついつまでには使えるようになると思いますというふうな返答をもらうのが一般企業のあり方であっ

て、お上はこういうもんだらうなということが、町民が思うと思います。このとおりを議会報でも書いていただければいいと思いますし。

それで、いつ使えるようになるんですか。スケジュールをちょっとこまかく教えていただきたいんですが。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。今申し上げましたように、事業者との契約が終わっておりませんので、細かいことは申し上げられませんが、町内幾つかのブロックに分けて、それぞれ工事が完成したブロックごとにサービスが始まっていくものと思います。

ただ、今申し上げましたように、いつからどのブロックが開始になるということは、まだ申し上げられません。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） 総体的にいつ終わるような事業なんですか。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。単年度では無理ですので、今年度と来年度にかけてということをお願いしてきておりましたけれども、業者の話を聞きますと、契約してから大体1年ぐらいで完了するだろうという返事をいただいております。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） ということであれば、25年度、12月ぐらいには大体終わるのであるという計画というか、そういうふうなスタンスで思っておっていいということですか。わかりました。じゃあ、それは業者も決まっていないということなので、早急にサクサクと安くいい業者で進めていただきたいと思います。

2番目に、合併後、町内がなかなか一本化を図れないということで、一つずついきますと、まず水道料金が本当に統合する、統合したときには併せますよとあってますので、その辺の確認をしたいと思いますが、いかがですか。

議長（田村 兼光君） 加來課長。

上水道課長（加來 泰君） 上水道課、加來でございます。料金の統一ということでございますけれども、今回の議案、補正にも上げさせていただいております簡易水道のほうの基本計画策定業務を今年度中に行う予定でございます。この中で、水需給の予測とか、あと事業計画、統合後の水道事業全体への財政収支への影響等を評価するようになっております。

また、水道事業会計におきましては、地方公営企業法の改正で平成26年度の予算決算から、会計基準の大幅な見直しが行われるようになっております。その結果、損益計算書、貸借対照表等の決算数値への影響が考えられまして、健全化指標の資金不足率への影響もあるようでござい

ます。このため、新会計基準による決算が確定します平成27年度におきまして、簡易水道事業の統合による影響並びに新会計基準による影響等を総合的に勘案いたしまして、平成28年度からの統一ということで予定しております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） いつって決めたほうがいいと思うんです。いろんなものがあっても、統合する、何をするかにをする、どうするこうするじゃないで、例えば28年の4月1日からこの料金になりますよというのが決まれば、それに向かって皆さん進んで行って、今の利用されている簡易水道、特に第2のほう、1カ所だけですので、その住民の人たちに説明もできると思う。で、今みたいに何がどうのこうのですから、会計基準がどうのこうのですから、住民にいちいち会計基準がこうなりますからあれしますからと言うたって、わからせんよ。済ませんけど、ほかの住民の皆さんは、こんだけ水道料金払ってますから、済ませんけどこんだけ猶予期間がありました、10年間猶予期間がありましたけど、これで統一しますよといったほうがよっぽど早い。そう思いませんか。

議長（田村 兼光君） 加來課長。

上水道課長（加來 泰君） 加來でございます。確かに、そういう面もあるとは思いますが、将来的に考えて、水道料金に対する影響が全体的に考えたときに、一度決めてまたすぐ不足になって料金改定というふうになっても、また御迷惑をおかけするような形になるんじゃないかとも思いますので、ある程度の検討は必要なのではないかなというふうには思っております。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） 工藤議員がよく言う格差、格差是正。これは早急に行うべきだと、私もそう思います。同じものを、例えばここにコーラがあります。こっちは店は98円です。あなたには特別に60円であげます。それって本当、不公平感バリバリでしょう。同じものを、同じような料金でしてあげるのが公的サービス。公のサービスだと思うんです。それをわざわざ、平成18年から28年っていったらもう10年です。10年間も据え置いて、逆に言えば据え置いてあげているんだから、高いほうは築城水道利用者の7割近くは通常料金でやっているわけじゃないですか。同じ、もとでいうと悪いんですけど、旧築城町の中でも二つに分かれているというわけなんです。だから、築上町全体的になったときには、いい加減それがこなれて目標の日時を設定してやっていったらどうですかと。いつも27年度にはこういうふうに通合するから、水道料金も統一しますよと町長も言っていますよね。じゃあそれに向かって進んだほうがいいんじゃないかなと私は思うんです。だから、あやふやにするようなことであれば、いつまでたってもこれは変わりませんよ。だから、これって決めたらそれ一本で行かないと、こ

れすごい問題じゃないと思うんです。水を、お金を払わない人は止めてるんですよ。水道ばつと止めて飲めないようにしているわけ。それでも、今度の場合は水道料金を統一化しますのをお願いしますねという、確かに水道料金が上がったら困るかもわからんけど、基本的に旧椎田地区、椎田地区の中でも統合簡易水道事業で、そのときも同和事業でやった水道もあるし、一般でやった水道事業もあった。それを統一して統一料金にしているわけ。だから、今は考え方としては、今はその部分は同和対策事業でやった水道料、水道のあれだからという、そういうふうな考え方はやめて、もう同対法ないんですから。だから、全部一般なんですから。色分けしているわけじゃないんですから。人間に色分けしちゃいけん。だから、その辺のやり方をやっぱり町長も指示をしてほしいと思いますが、いかがですか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には28年度から新しい料金システム、財務会計システムとかは関係なく、私は28年度からやりなさいということで指示をしておるんで、27年末でいわゆる二つの簡水を一つの簡水にすると。そして、あと簡水と上水道、これの統合はちょっとまだ、いろんな管の配設とか管の埋設状況とかいろいろあって、なかなかこれ全部管をいけ直さなならん形も出てくるんで、ここのところはちょっと統一は難しいかもわかりませんが、簡易水道同士の統合は、私は会計上困難ではないということで、28年度ということで前の会計課長の時からずっと指示はしてきておりまして、これは変わりありません。そういうことで進めてまいりたいと思います。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） では、その水道は28年4月1日からということでお願いしたいと思います。

2番目に、地域行事、人的交流と書いてありますけれども、前はシャンシャン祭りがあり、築城ふるさと祭りがあり、そして町民体育祭がありと、いろいろな人的交流の場を大きく設けるような場所があつて、今全部中止されているわけなんですけど、今見ると、大楠にしる、今度もみじウォーキング、それと神楽やないで大楠でありますよね、そういうの。それとか、浜宮ですれば梅祭りとか、そういうふうに地域的な何か椎田ですよ、築城ですよ、本庄ですよとかいうふうなそういうふうなやり方が非常に目につくんです。やはり、地域性のあるものは大事だと思います。でも、人と人と交流して、幾らかでもやはり築城椎田が一つになったんだから、築上音頭ではありませんけれども、ひとつ輪になってというふうなところで、そういうふうな何か立ち上げる、みんなが集まって交流ができるような、そういうふうな考え方はありませんか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） もう合併して7年目に入っていますけど、そろそろ少しずつ統合はされ

てきておる。しかし、その統合された中で、それぞれ支部活動ということで独自の活動を行っている団体が多くございます。しかし、それも克服しようということで、先般郷土史会、支部活動をやめて一本化しようということで、ことしから郷土史会の分は一本化ということで行くように徐々にはなっております。

それから、いち早くなったのは観光協会ですかね。これはやっぱり一本化しようということで、早くひとり立ちをして、それぞれの諸行事の主催を行ってきております。そして新たに、今度ちくじょう祭りというのを立ち上げようということで、ことしから築上郡一本のちくじょう祭りを立ち上げる、今まではそれぞれ旧町のお祭りがございましたけれども、これをやろうということで、観光協会は役員さんもそれぞれ都合よく双方から出て、本当の一本の築上町観光協会となりつつある、それからあとは文化協会、これも早く統合しましたけれども、文化祭がやっぱり別々に行われているという状況もまだございますけど、少しずつ部門ごとにはこれも統合されつつございますし、これは町がこれをしなさいというわけにもいかないし、それぞれの団体の自主性によって一本化していこうということで、文化協会の中では自主性を持ちながらやっていただいております。それから体育協会、これについては、体育協会の組織的な問題もございまして、合併してすぐに一本化できておるといのが実情でございます。しかしこれは、旧椎田の体育協会がリードして、旧築城の体育協会は役員会等々があまりなされていないような状況でございましたし、ここはリードは今旧椎田の体育協会がやっていっておるような状況でございますけれども、しかし役員さんも、それから専門部の部長さんも築城の方がなされておる方も多々出ておるようでございますし、それから一番大きな商工会、これがことし合併しまして一本化という形で、ただし一応本所、支所という形で事務所はそのままにしておりますけれども、いわゆる商工会長は一人になって、それぞれある程度スリム化を目指して、将来は一本の事業所という、本所という形でいくではなかるうかなと思っておりますが、過渡的段階ということで統合して、当分の間は本所、支所を置くというような統合になっておるようでございますし、そういうことで徐々にはなっておるけれども、まだまだちょっとそういう形ではそれぞれの旧築城、椎田の少し考え方が残っておる場面もございますし、できれば皆さんの自主性によって統一をしていただきたいと、このように考えておるところでございます。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） やはり町がもともと違うんだから、同じ考え方で統一してどうのこうのちゅうのは、非常に難しいとは思んですけど、同じ人間だからある程度こなれなければ、我を通して先へ進まんというふうなことがありますので、やはり町もそれなりのことをサポートしてあげながら、築城、椎田が本当に一つになれるようなまちづくりをやっていただきたいと思います。

次に、入札に関してなんですが、私、この前町が一般競争入札を出したということで、それも7,000万クラスのやつで、非常にいいことだと、これは私は非常にいいことだと思って見たんですが、ずっと読んでいっていたら、参加資格に旧椎田町内に本所や支店を有する者で、総合評点が1,100点未満であっても、平成14年度以降に下水道の土木工事を施工した実績を持ち、そして特定建設業の許可を持ってないとだめなんですよね。これ特定建設業の許可をもっている業者って、そんな多々いるんですかね、副町長。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 今現在、12社ほどございます。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） 当該町ですか。旧椎田町。

副町長（八野 紘海君） 築上町内です。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） であれば、これ一般競争入札なんですから、これは私、旧椎田町内に有するものじゃないで、やはり築上町に有する者、本社、支店を置く人を対象にしてあげんと、ここでもそういう区別なんです。区別しているんです。じゃあ築城にそういう物件が出たら、またそういうふうな旧築城町のって。また旧椎田町のって。だからこなれないって言うんです。

で、そうするなら、これは一般競争入札ですから、福岡県に本店、支店とかを持ってて、そして当該町に入札参加資格があつて、特定建設業を持って、1,100点以上ある人は、ゼネコンでも何でも入札できるんです。だから、我が町の中ではその特定建設業を持って、築城地区にいる人は参加できないんです。書いているんです、参加資格に。「本社、本店、支社、支店等を旧椎田町内に有する者で」という一言が入るとるんです。だから、築上町の中でって書いてあれば、それはいいんです。それやったら分かれてもない。それが、町外の業者がドーンと入ってきて入札できるものに、何で築上町の中で二つに区切らないけんのかと。そういうのが、私はこういうところが一本化を図れない理由の一つだろうと思います。

で、指名競争入札が地域性の問題とか何の問題とかいろいろ言うから、そういうことは私言いません。そして、特に執行権の問題でそこまで突っ込みたくはないんですが、この「旧椎田町内に有する者で」というところだけがかわいそうだなと思いました。普通だったら、今でいうと例えば新吉富と大平が合併したら、そこの町の上毛町の中でというふうなことを書いてくれるだろうかと、私は思います。何でここまで固執して分かれられないけんかなと思うんです。当然、旧椎田町内の業者を優先的に使ってあげたいというのはわかるけれども、その他の業者が多分北九州とか福岡とか博多とか、あっちのほうの業者がドーンと入ってくる、行橋とかでも入ってこれるん

です。で、幾らかわいがってあげても、旧築城地区の人たちだけは除外していると。要は1,100点以上ないとだめなんよ。1,100点以上ある業者ちゅうのは、なかなかおらんと思います。だからそういうふうなやり方ちゅうんはどうかなと思って、これ2本出てるんですけど、そういうふうな考え方は、築上町内というふうな考え方はありませんか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には全部オープンにするというのは、これはもう本当の、しかし過去の経緯とかいう形から見れば、私は一歩進んだ、ある程度だんだん西口議員の言われる質問の趣旨に沿うような形には徐々にはやっていきたいと考えておりますが、過渡的の第一歩というふうに御理解していただければ、そしてまた先ほど言ったように1,100点以上なら築城の人でも参加できるという形になるけれども、これは椎田の業者と築城の業者のいわゆるある程度の事業量の調整当たりで、椎田の業者にも仕事をしてもらわないかんという、だから基本的には今は旧椎田の区域内の工事は旧椎田の業者、それから旧築城町内の区域の業者は築城の業者が施行しておる。そして、共立衛生、今のごみの焼却場とか、それから火葬場とかそういうものについては、両町が一部事務組合で結成してありましたんで、これは築城・椎田両方の業者が入り混ざって皆さんでやろうと、そういう根拠で行っておりますし、今過渡的の第一歩ということで御理解願えればありがたいと思います。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） 一歩進んで二歩下がって、どうしたかっていったら一歩下がっちゃるといふ。本当に、これは一般競争入札、5,000万以上でやったということで、僕は非常にうれしいんです。ものすごくうれしいんです。これは、やっぱりこのぐらいのことはせにゃあと。本当言うと3,000万以上でもいいなと思うんです。3,000万から5,000万ぐらいだったら、旧築城町、旧椎田町における業者でとか書いてもいいと思うけど、一般競争入札のオープンになったところで、ちょこっと分けられたちゅうんが、非常に築上町になったのに何で、築上町という一つの大きな町になったのにこんなことするかなと、逆を言えば、築城の業者をいじめているというしかとれないような書き方。だから、椎田の業者はかわいがりますよ。築城の業者は弾きますよというふうな書き方なんです、これは。書き方なんですよ、そういうふうに。だから、せめて一般競争入札で、町外から入れる時は、町内の業者は平たくしとけばいいじゃないですか。別に椎田の業者だから、築城の業者だからとか、そんな色目とか何目とかつけども、平たくしてあげて、皆さんの中から頑張っていたいただければいいよと、だからほかの行橋とか北九州とか福岡からくる業者に負けんごと頑張れよというのが、僕は町のあり方かなと。これは私の考えですから、町長とも違うかもわかりませんが。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 決して椎田の業者をかわいがったわけでは。逆に、築城町内で5,000万以上の工事が発生すれば、築城町内で1,100点未満の業者でも参加できる救済措置というものを私は設けようと、このように考えておりますんで、そしてじわじわ、ある程度、椎田・築城が、先ほどの一本化の例ではございませんけど、業者間でもある程度のコンセンサスを得られなければ、なかなかやっぱり非常に難しい問題でございますし、そういう形の中では、少しずつ徐々に、西口議員の言われる額も少なくしていき、そして両町の業者が参加できるようなシステムづくりというか、その一歩だということで御理解していただければ、よろしく願いします。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） いや、いいんです。僕は執行権ありませんから。おたくたちのすることに対して、していることに対してはそうまで言いませんけれども、町内で二分化を図るようなことはせんでくださいという。ただし、入札でも、これも町内、町内というよりも本当に町内ぐらいしか入らない、旧椎田町内で旧椎田の登録業者で何点以上でどうのこうので入札しますよというんじやったら、それでもいいです。でも、築上町以外の業者が入って来れる入札の段階で、築上町の中を半分排除するというのもいかなもんかなというだけの話です。

だから、それがやさしさというか、心の広さというか、その辺の違いだと思いますので、気をつけてやっていただきたいと。これで2本とも行橋か北九州の業者が取ったら、何にもならんやないですか。

ちゅうのが、町内の業者が取ったら税金で返ってくるということをお金も回って回ってって、だからこの前も僕は九電工のやつにも反対したんですけど、可決されましたけど、よそに出たらよそにしか税金は行かない。当該町は貧乏くじを引くだけ。

3番目、今、非常に多はやりなんですけど、メガソーラーとかその他事業、いろいろLED化を行っております。前、商工課に行ってちょっと聞いて、遊休地にメガソーラーを設置して、無料で、無料というか工事費は全部ただなんですけど、土地を借りてするような事案があるというふうななんだったら、町長が、干拓とかその他もろもろは雇用が生まれにくいからやらないというふうな話をしたということなんですけど、そしてそんなんするんだったら自分とこでしたほうがいいという発言もされたと聞いておりますが、そういうふうな関連の、今の光だけじゃないで、こういう太陽光発電とか、町内を全部LED化しますよとかいうふうな考え方もありませんか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的にはLED、これは電気代が非常に安くつく。ただし設備費が高いということで、比較設計しながら、だんだん今設備も下がってきてますんで、ある時期を見極めて、これは当然やはり電気代を食わないような、電気代ちゅうのは未来永劫払わなきゃならな

いんで、設備費が何年持てて今の電球当たりと比較してある程度安上がりになるというのを見極めながら、私はLEDにどんどん移行していくのがいいのではなからうかなと思っております。

それから、光も先ほどそう言ったように、例えば見どころのところは貸せとか何とか言うてくるんで、それは貸せない。企業に来てもらわなきゃ、例えば日奈古グラウンドがあります。あそこを貸せとか言われても、それは貸せないということで、例えば本当の遊休地であれば、それも使用料は安いんです。だから、これはもう自分ところでやったほうがいいんじゃないかという考え方も私は持っています。できれば町で設置して九電に売って、それで自分たちで使えるものは使って、あと残った分を売ると、そうしたほうがこれは私は、だから土地を貸してくれという業者も、非常に安い価格で貸せという形で来ておるんで、これはちょっと無理だよという。だから、今企業がやろうというのは、自分の土地に自分の発電所をつくって売ろうという、遊休地で。それぞれ企業が持つておる。そういうところが多うございます。それとか、自治体が持つておる土地、本当に塩漬けの土地、これを貸して幾らでもいいから固定資産の代わりに入れればいいやというふうな形で収入が入るんであれば貸そうということで、これは山間地のほうで、多分これは貸しておる自治体は何力所もございますけれども、うちのように見どころを貸せというても、これはやっぱり企業誘致用の用地でございますので、例えば町有地、本当は面積が小さいんです。多く面積の大きいところで空いておるとしたら、海岸線のほうが割とあるんですけども、これは潮が当たるけだめだとかいう形で、向こうは向こうでそういう形でちょっと条件が合わないというのが、今の実情でございます。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） 公共、役場をはじめとして、すべての屋根の上というのは空いている所が非常に多いんです。当該町内。そこにやっぱりソーラーをずっと上げていく。そうすれば、国のほうもそれ推進しているほうなんですから、恐らく自治体が行うよというんであれば、それ相応の補助もつくと思うんです。で、この前も臨時議会のときにも言いましたけれども、今安いんです、工事費ちゅうのが。もう30万を切っているような状況でやってきておりますので、その辺は計画を立てて、これ早急にせんと42円というのはなくなるというふうな話で、来年から下がるんじゃないかというふうな話もされてますので、その辺をやはり考えて、余っているって言ったら屋根なんです。だから、そういうふうな考え方はいかがですか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には、今新しく建てるのには、必ず私はつけていくということで、今のコミュニティーセンター、これにもつけておりますし、それから西八田の学供これもつけて、今度東八田の学供もやるけど、多分つくようになるんじゃないかなと思います。そういう形で、設計してもらった方が私はいいというふうに考えておりますし、そういう形の中で、公共施設で

きるだけそういう形で、今あるやつに追加するというのはどうだろうかと思うけど、このところも国が予算をもらわなければならないということで、予算をいただけるものならもらって、私はつけていきたいとこのように考えております。

議員（16番 西口 周治君）では、そういうふうな計画を立てて、国の予算があればあったで。そしてまた、屋根の上を貸してくれちゃうのであれば、幾ら幾らで貸してとかそういうふうな状況で、なるべくCO₂を出さないような、やっぱりここは森林が多い土地なんですけれども、やはりそういうふうな世界的に貢献できるような町になっていただきたいと思いますので、よろしく願いして一般質問を終わります。

.....
議長（田村 兼光君） 暫時トイレ休憩しましょう。2時10分から再開します。

午後2時02分休憩

.....
午後2時10分再開

議長（田村 兼光君） それでは時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番目に、9番、塩田文男議員。 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思います。もうあと少しですので、課長の皆さんも目を開けて休まれていただきたいと思います。目を閉じないでください。

1番、まず最初に障害者、知的、精神、身体の就業についてという形で、築上町に障害者のための施設は何件あるかという質問でお尋ねいたします。

議長（田村 兼光君） 高橋課長。

福祉課長（高橋 美輝君） 福祉課の高橋でございます。

現在、築上町には入所施設が1件、それから通所施設が4件、合わせて5件の障害者施設があります。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 築上町として障害者の施設と日ごろどのような連携を取られてきているのかというのを教えていただけますか。

議長（田村 兼光君） 高橋課長。

福祉課長（高橋 美輝君） 福祉課、高橋でございます。築上町としましては、現在、就労と福祉サービス等につながる施設をいろんな方面で、常に事業所と連絡を取ることによって連携を図っております。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） わかりました。

次に進みます。2番、障害者就業・生活支援センターと障害者相談支援センター、それぞれの仕組みと違いの説明を詳しく教えていただきたいと思います。

議長（田村 兼光君） 高橋課長。

福祉課長（高橋 美輝君） 福祉課、高橋でございます。

まず、障害者就業・生活支援センターにつきましては、就労を希望されている障害のある方や、今現在在職中の障害のある方が抱える課題に応じて雇用、それから福祉の関係機関と連携を図りながら、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して就労面及び生活面の一体的な支援を行っているところでございます。

それから、障害者相談支援センターは、在宅や地域で生活をする障害のある方や、その御家族のための相談受付の窓口でございます。主にホームヘルプサービス等の福祉サービスの利用や余暇活動、日常生活等のさまざまな相談に応じているところでございます。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） ちょっと今の説明、もう少し詳しく説明いただきたいところございましたけど。

例えば、こういう自立支援法とか相談支援センターも平成24年から支援の体系の見直し等ありましたけども、ちよくちよくいろんな法律が変わってくるわけでありましたが、今現在築上町として、相談支援センターですか、例えば相談支援センターが築上町は何カ所指定を受けているのか。それから生活相談支援センター。私が聞くとところでは行橋に1カ所、この京築としてという形で聞いているんですけども、そこでの生活支援センターと相談支援センターとの連携というのはどこまでやれるのか、どこまで把握できているのか、実際やっているのか。その辺をお尋ねいたします。

議長（田村 兼光君） 高橋課長。

福祉課長（高橋 美輝君） 福祉課、高橋でございます。

まず、築上町におきましては相談支援センターは、今4カ所ございます。それから、障害者就業それから生活支援センターは福岡県では現在13カ所ありまして、京築地区には「社会福祉法人みぎわ会」が運営しております、「障害者就業・生活支援センター エール」というのがありまして、築上町の相談者の方につきましてはエールと連携を取りながら支援につなげていっております。

その支援の内容といたしましては、主に就職に向けた準備支援、就職活動や職場の定着に向けた支援、障害の特性を踏まえた雇用管理、それから職業生活を円滑にするための日常生活の自己管理、地域生活や生活設計に関する助言等を行っております。そういうことをエールさんと、そ

れから相談支援センターに連携を取りながら事業を行っております。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 障害者について聞いたかったのは、今からなんですけども。御家族の方、それから現実に、ちょっと正式名ソーシャルワーカーでいいんですか、そういった聞き取り調査できる、そういった許可を、免許を持っている方というんですか、そうした方たちからの声なんですけども。

実際障害者を持たれた家族、兄弟、親というのは、生まれながら障害を持ってこられた方、また途中で障害になられた方、実際に、これは御家族からの話なんですけど、例えば役場の窓口にどうしたらいいんだろうとしたときに、今課長が、話を説明してくれたように、その内容を聞いた上で相談支援センター、または生活支援センター等に御案内という形でいくわけでしょうけども、その中に例えば知人とかいろんな形で、直接施設に入っていく方、そして施設に入ればもちろんお世話になる。でも実際行きながら、障害を持つ障害者が行きたくない。ほかを探すのになかなか、お世話になった都合上という、いろんなさまざまな気持ちを持ってるわけなんです。就労支援、就労実習という形で、2年もしくは更新1年で3年ですか、いう形になって、施設側としては補助金が入ってくる。これうちの築上町の施設のこといいよるんやない。これは京築として、その間に知り合いの知り合い、いろんな情報聞いたときに、ただ仕組みをよく知らないんですよね、その御家族の方たちも。また就労ですから、知的精神のほうで、やっぱり職場に行ける健常者との境。そういった方の窓口とか直接調べていかれる方もおると思います。そういう人たちが、やっぱり説明を受けるのに、役場に行こうと考えていない。役場に行くというのなかなかつづてという形が多くて、行ったところが、最初の行ったところがなかなか抜け出れない、施設は出さない。でもよそに行くとは違ってきた。思いきって、勇気を出して外したらとてもよかったというのがあります。そして聞き取り調査やってるソーシャルワーカーですか、そういうちょっと詳しくわからないですけど、そういう支援をアドバイしてる方ですよ。方達から言わせると、京築でたらめですよ。結構でたらめです。私たちがこう話さなくちゃいけないのに、施設は許可を持った人を抱えて、実際に施設の方が話されたりとか、私たち許可を取るのに勉強をして許可もらってますから、本来私たちがしなくちゃいけないんですけども、施設がやってると。これをじゃあここで言ったらどうなるんだろうという話になってくるわけですけど、生活支援センター、または相談支援センター、窓口に来られた方には役場の職員の方が親切丁寧に本当に教えてやっているのか。もちろんやってもらってると思うんですけども、役場でこうなんですよと、もしだめなときはまた来てください。そのときに移れるんですよとか、そういう細かなサービスをやはり必要としてる、これは御家族とそういった支援を持った方たちの声なんです。これで誤解されたら困るけど、築上町の施設を対象に言ってるわけじゃないんです。築上町じゃなく

て京築、この辺一帯の、実際に就労って、なかなか就労の期間での施設での講習は受けれるんですけども、本当にそこで就職可能な人が出てきたとします。が、なかなか就労の場がない。

ということで、自立支援法の中に周知という言葉が出てきます、周知。聞き取り調査する方ってそうなんですけども、周知してあげると。徹底。今どこか、例えば担当窓口のほうで障害者手帳を持たれてる方に、いろんな法律変わりましたとかいう、そういった伝言とか、周知、そういうお伝え。わからないときに、大事のとき来てくれと。窓口でどこに行け、ここに行けとかいう感じじゃなくて、こういうシステムなんですと。それをなかなか御家族の方も理解できないし、ちょこちょこ法律も変わるんで職員も大変としますけども、そういったところのサービスを築上町としてやっぱりやるべきじゃないかと。悲しい話、担当者がそういった対応する方が結構でたらめなんですよという声が出てきております。そういったところで築上町としてもっとその辺についてサービス、そしてそういった情報の提供とかをやっていただきたいと思います。

お答えいただけますか、だれか。

議長（田村 兼光君） 高橋課長。

福祉課長（高橋 美輝君） 福祉課、高橋でございます。

塩田議員さんのおっしゃるように、サービスがなかなか行き届いていないという面につきましては、課に持ち帰りましてみんなで反省をしながら、今後障害者の方、それから障害をお持ちの御家族の方のニーズに合ったように、事業所等と連絡を取りながら、今後有意義なサービスにつながるように努力をしていきたいと思います。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） ぜひそれを、今言う反省っていうか、そういったのを振り返ってやっていただきたいなと思います。

築上町の対応、じゃあどうなのかというのも、どちらかというといいほうでもなかった。それはどうのこうの問題があるというところまでいってないんですけども、どこの施設の障害者の方、聞き取り調査で障害度を決めますよね、認定で、施設と一緒に。聞くのは担当、役場の職員の方が聞くんでしょけども、やはり施設の方と一緒にいるときは平常心なんですけども、やはりこう、ぽっとスーツで構えられて来られて聞かれるときに黙ってしまう。ちょっとこう、発狂してしまう。そこで点数が、その職員の過程で決まっていってるときもある。そういったところも十分、いろんな想定をしながら考えていっていただきたいなと思います。

そこで次に3番、築上町が就労の場として認識している、または連携を持っている事業所等はどれぐらいあるのかということでお尋ねしたいと思います。

議長（田村 兼光君） 高橋課長。

福祉課長（高橋 美輝君） 福祉課、高橋でございます。

築上町としましては、就労の場、特に一般就労でございますけども、障害者の方が一般就労の場に就いているところにつきましては、現在は把握はできておりませんが、障害者の方が一般就労につなげるための就労支援事業所につきましては、現在3つの事業所があります。その事業所につきましては常に連携を図っておりますが、また町外の事業所、先ほど言われました町外の事業所につきましても、障害者の方のニーズに合わせたところで連携を密に取ることによって、連携を図っております。

以上でございます。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） その辺は中に入って聞いていっても、どうだっていうことにならないんですけども、とにかく就労できる方もいる、しかしながら就労できるところはない。例えば築上町でひとつお尋ねしたいんですけども、障害者の方に対して就業の場を提供しているところはあるんですか。

議長（田村 兼光君） 高橋課長。

福祉課長（高橋 美輝君） 福祉課、高橋でございます。

質問、確認させていただきます。築上町としてということでしょうか。（「築上町役場」と呼ぶ者あり）築上町役場のほうには、一応身体障害者の雇用の促進等に関する義務というのがありますので、その中で築上町として職員の中に何人が障害をお持ちの方がおられると思います。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） ちょっとようわからん。それは町がやってるところですか。1カ所。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。

築上町役場が事業所として障害のある方を一定数雇用しなければならないという義務を負っております。この点については現在何人かの職員が、障害者手帳を持った何人かの職員がおりますので、いわゆる法律上の数字というのはクリアできております。法律上の雇用する数字というのが義務付けられていますけれども、この点についてはクリアできております。何人かの職員が、障害を持った職員が働いております。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 障害を持たれた職員の雇用という形の数字はクリアできていると。私が聞いたかったのは、築上町、例えば今5カ所ですか、知的障害者施設がある。その中で就労講習やってる方もいるし、例えば築上町にある施設だから築上町の子供とも限らない。よそからも来てるし。逆に言えば築上町の子しか引き受けないということもないでしょうから。でもその

就労の場という、障害者の方たちに就労の場を提供するということは、多分できていないと思うんです。例えば、いろんな草刈り、清掃業務でも、例えばこれしなさいっていても一人じゃできないですね。それから、例えばいろんな行事あって、また観光協会にしても何にしても色々な団体で何かやるときに、そういう障害者の就労できる方たちは一緒にやるんだと、一緒にやるような。築上町がいかに福祉に対して本当に考えていると言える、やはり姿。この福祉の理念っていうのがあるというのを私知りまして、やはりそのところからいくと、そういった場をぜひ、今後考えていただきたい。職員が、例えば役場の中でもいいんです。あるいはシルバーと一緒に何かしてもらおうとか。観光協会と行事のときに必ずしてもらおうとか。各施設はいろんな、パンを作ったりとか割り箸をとく、いろんなのをやられてますけども、町が率先して、例えば町営住宅だって入れるんですね、入居できるんですね。そういう中でじゃあそういったことが啓発されてるか。

昔、かなり、合併前くらいですか、聞いたのが、障害者同士が結婚して障害者の子供が生まれると言った、役場の職員がおられたらしいんですよ。そういう意識じゃなく、やはり一般の方と普通に働ける場を提供するという形で、ぜひそういう前向きなことを検討というか、考えていただきたいのですが、町長どうでしょう。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には、今塩田議員が言ったように、サポート的な仕事ですか。その人に責任を持たせるんじゃないかと、加勢をするような仕事であれば私はいいんじゃないかなと思っております。その人に任せきりでやるという形になれば、ちょっと無理な場合も出てくる可能性もありますので、一緒に指導を受けながらやるという仕事は、適切な仕事があれば、当然施設のほうに派遣してくれないかというふうな要請は、これはやぶさかでもない、このように。

特に、今町が雇用しているのは身体障害者の雇用という形で、知的とかいう形の障害者の雇用はないようでございますんで、そこのもるるそういう形で、補佐的な形で、雇用というのがあれば、これは当然パートになりましょうけど。パート的な形での雇用ということは努力していきたいと、このように考えています。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） ぜひ、前向きに考えていただきたいと思います。

パート、雇用形態もA、B、いろいろあるらしいんですけども、その辺は、もちろん施設の方もついてこられるでしょうし、ぜひ今の答弁、町長の答弁前向きに考えていただきたいと思う。決して障害を持たれる人たちがかわいそうだとかいう気持ちで僕でしゃべってるわけじゃないんです。彼らが働きたいと言っていますので、働き場所がほしいと言ってますから、ぜひお願いしたいと思います。

次に、4番、平成25年4月に施行される障害者施設等からの物品等優先調達推進法というのが来年4月から施行されるということ、新聞紙上でも6月末ぐらいですか、出てたんですが、その詳しい内容をちょっとこの場で説明いただけますか。来年の施行の話ですけど。

議長（田村 兼光君） 高橋課長。

福祉課長（高橋 美輝君） 福祉課、高橋でございます。

まず、物品等の優先調達推進法でございますが、これは正式には国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律というものでございます。この法律に障害者就労施設等からの物品調達等に関する、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、需要の増進を図り、障害者の自立促進に資することを目的とすると明記しております。

障害者の方が自立した生活を送るためには、先ほど塩田議員さんのほうからもありましたように、就労によって経済的な基盤を確保することが重要でございます。障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、積極的な対策を図っていくことに加えまして、障害者が就労する施設等の仕事、先ほどから言われております障害者就労施設事業所でございます、仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みが求められております。国や地方公共団体が物品やサービスの購入を行う際には、競争入札による契約は原則のため、民間企業に比べて、競争との弱い障害者、就労施設等では、競争入札によって国や地方公共団体との契約を締結することは大変厳しいのが実情でございます。このような状況を踏まえ、障害者就労施設で就労する障害者や、在宅就業障害者等の自立を促進するために、国等に対しまして障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、措置を講ずることによって、受注の機会の増大を図るように努めることを義務づけた法律でございます。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） ありがとうございます。

来年からのことなんですけど、町長。これ今各施設がパンとか焼酎とかジャムとかつくってる。それを買えとかいうわけじゃないんです。障害者施設等という形で、今これ県のほうにリサーチしてるという形で、結果的に国等になってるんですから、最終的に自治体ここまで下りてくるんでしょうけれども、通達が出るらしいんですが、結果的に国、県、政令都市等は結構やるらしいんですけれども、自治体は市、町、村という形の順番でほぼやらないと。入札がどういうものがあるのかわかりませんが、物品云々で地元業者と重なるところもあるでしょう。けどそこは皆さん、こういった形での推進で、優先的にという形になってますんで、そういったのもぜひ前向きに町長検討していただきたいなと思います。よろしいですか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 主旨はわかって、だから検討しながら、町内でつくられたものは当然やっていくべき問題かもわかりませんが。あと、物品関係、本来なら国が助成金出して、競争入札できるような形の助成金を僕は出していくべきだと、このように考えております。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） これは来年の話ですけど、前向きに検討していただきたいと思えます。中身については、地元で重なるもの恐らくないと思えます。

次に、JR 椎田・築城駅にエレベーターの設置をする考えはないか。町長、お答えをお願いします。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これはJRに要望しても、なかなか付けてくれないというのは定かなんです。あとは自治体が付けるから付けさせてくれという方法しかございません。今のところ、非常にこれ困難なもの。とにかく駅舎の建てかえとか、そういうものずっとかねてから要望してきてます。なかなかJRということ聞きません。逆に全部全額出すなら建てかえていいよとかいう、非常にJRは強腰なんです。本来なら旧椎田駅の敷地は旧椎田町が所有しておったのを提供したとか。そしてそれを登記してしまって全部自分の土地というような思い込みをしているようでございますけれど、非常にJRとしては傲慢な態度で中々設備投資をしようとはしないというのが現状でございますし、これをエレベーターを今すぐ町に付けない限り、でもちょっとこれは今返答に困るわけでございますけど、基本的には本来ならJRが私はすべき代物だと思っております。もし私鉄が通れば、私鉄が当然付けると思えますし、そのところは営業収益の一環という形で、JRは私はこの種のものをつくるのが本来の推移ではないかなと考えておるんで、JRには付けてくれという要望はしていくけど、なかなか非常に難しい。さっき申したような状況がございますので、やっぱりそれを全町の町民の声という形で盛り上げて、署名活動なりするなり、そういう活動が必要で、そうしても非常に難しい状況じゃないかなというのが、今のJRの体質でございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） JRの体質を今町長言われたんで、JRがそういうふうであるというのは、そのところはわかってます。町長として、先ほど言ったように福祉の理念じゃないですけども、やはり困った方がいるんだと。両駅長にしたら非常にほしいと。中身言いましたら、例えば北九州に行くのに築城駅から乗ったら1番線目の前なんです。帰りは椎田駅で降りて帰る。椎田駅での場合は西校の生徒の松葉づえついていくときもあるし。航空祭は年1回ですけども、ただ問題は階段の上り下りが非常にきついお年寄り。結構築城から、上りに行くとき、築城から

乗って椎田で降りる。家はどちらかは聞いてないですけども、結構そういうふうにご利用される方が多い。タクシー乗って帰ったり、御家族に迎えに来てもらったりあるんでしょうけども、非常に不便は不便だなと。この界限でいえば豊前は宇島が付きましたよね。築城、椎田、あと吉富ぐらいが外れて、あとほとんど付いてると思うんです。もちろん自治体がもう付けていったと思う。宇島も最近付けた中では自治体が付けていった。そういったやはり、両方一遍というのが一番いいことでしょうけども、いろんなこと考えながら、やはり前向きに検討していくべき課題ではないかなと。町長がJRがこうあるから非常に無駄が大きいから付けられないなら、それはそれでもいいんでしょうけども、やはり本当に階段を昇り降りができないお年寄りのことを考えれば、エレベーターというのがいないものかいるものなのか、検討するものなのか、町長の目の前に今出たことを、私からのさっきの質問からやっぱり考えていくべきであっていいのではないかと思うんですが。もう一度お尋ねします。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 即座に言えば、今のところは付ける気はございませんということで、答弁させていただきます。

議員（9番 塩田 文男君） わかりました。じゃあ、次にいきましょう。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 次にいきます。

しいだサンコー・スターコーンFM、メタセの杜、正式名は会社名があるだけなのですが、ちょっと省かせていただきまして、1番、指定管理者制度とは何かを詳しく説明を、短く詳しくお願いします。

議長（田村 兼光君） 則行課長。

財政課長（則行 一松君） 財政課、則行でございます。

指定管理者制度でございますが、指定管理者制度は平成15年6月13日に公の施設の管理の委託に関する制度の見直しを内容としたしました地方自治法の一部改正法が交付されております。これによりまして、公の施設につきましては、これまで公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式というものに限定されておりましたものが、広く民間の事業者等に門戸を開き、施設の管理を代行させ、住民サービスの向上、経費の削減を図り、多様化する住民のニーズにより効果的、効率的に運営をしていくということで交付されたものでございます。この法律の施行に伴いまして、公の施設の管理につきましては、平成18年9月以降、管理委託制度から指定管理者制度にすべて移行したものでございます。

相違点といたしましては、ただいまちょっと御説明申し上げましたが、管理運営主体といたしまして、管理委託の部分につきましては公共団体等が2分の1以上出資する法人等というふう

限定されておりましたものが、法人またその他の団体ということで、個人的には不可でございますが法人格を持っておればよいということになっております。大きく違います点は、施設の利用許可を指定管理者はできる、場合によっては利用料も取ることができるということになっております。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） まず、ことしの3月に指定管理者の更新を行いましたよね。これが更新何回目になりますか。

議長（田村 兼光君） 則行課長。

財政課長（則行 一松君） 財政課、則行でございます。

ただいま更新等を行っておりますものにつきましては、初めての更新でございます。（「いや、この3つよ」と呼ぶ者あり）しいだサンコー初めてでございます。更新は初めてでございます。指定管理の期間を5年としておりましたので、更新につきましては今回が初めてでございます。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 更新初めて。だから、5年契約で継続で5年目に入ったということですね。これを見てたら2期目というようなことかというようなんですが、ようは僕たち合併して、これ全国の自治体で管理委託、三セクですよ。三セクから指定管理者制度に移行になった。結果的にいろいろなデータいろいろ調べて見ましたら、指定管理者制度という制度をあまり検討する時間なく、結果、三セクから指定管理者にしたと。要するに、本来基本的には公募が望ましいというところの世界から、三セクを指定管理者に切り替えたという自治体が全国で大体約38、4割近い状況で。今回で大体、うちもそうなんですが2期目に入ったわけです。2期目に入って、これはやはり三セクから指定管理者にしたという形で、中身をずっと吟味していく中で、2期目については公募がやはり望ましいと、公募的にやっっていこうという形で、4割上回るような形で今2期、3期がいくんじゃないかと。2期は若干いってるんですけども。だから3期に向けて完全公募。そういう形で指定管理者制度。だからうちの場合は、この3つは指定管理者なんですけれども、三セクからそのまま指定管理者になったと。現実にやられてるのは三セクの現状じゃないかなともとらえられるところは多々あるんで、そういったところで例えば、課長に聞きたいんですけど、たぶん、今の指定管理者から三セクに戻せるのか。これは戻せないですよ、今。間違ったら後で教えてください。じゃあ、どうすればいいの、これどうするかっていうのもう直営以外ない、道は。だからこの指定管理者を今三セクから指定管理者になった。だから指定管理者をこのままの指定管理者にするのがいいんじゃないかという私の質問なんですけど。それについて、2番で株主の比率、これ資料いただきました。町が3つとも大株主です。そこで代表者がうちの場合は副町長が、2社の代表者である。もう一社は専務という形で。

そこで副町長にちょっとお尋ねしたいんですけども、代表者になった理由、なりたくてなったわけじゃないんでしょうけども、なった理由がある。まずその理由をちょっと簡単に説明をしていただきたい。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） それは会社の意向として、副町長どうかということで就任したわけでございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 会社の意向としてね。だからこれが三セクのやり方であるという形になってる。もちろん給料、何人もこれは皆さん質問してるんですけども、給料ももらってないとかそういう形で、以前、例えばメタセでいえばいろいろ事件、ちょっとトラブルがありました。そういうときに社長就任して、いろんな問題で副長が一生懸命頑張ってきた、中の整備をしたという噂も聞いてます。今回しいだサンコーについても副長が一生懸命努力して調整を図ってやってるという話も聞いてます。ただ、企業として見れば、副町長と社長という代表取締役やっているわけなんですけども、こういうことで長続きできるのか。一生懸命やられているのはわかるんですけども、一生懸命やってる中で実際指定管理者とは全然相そぐったようなところに行くんじゃないかと、また逆にもういってるんじゃないかなと。もちろん給料ももらってません。しかし、大株主という形で権限も出てくると思います。しかし本来の指定管理者制度は、1株も町が持たなくても最高権限者は町なんです。だから、本当のこの例えば、これはしいだサンコーとFMというのは利益を生む会社じゃないです、管理的な、利益が上がっていくような問題じゃないです。メタセは商売で利益が上がってくる。この違いはあるんですけども、何らかの形で指定管理者、本来の指定管理者に戻っていったほうがいいんじゃないかなと。特にメタセは今売り上げが非常にいい。これは代表取締役のリーダーシップのおかげでしょうけども。売り上げがいいときにそういう形で改革を進めるのが1番と思ってるんですけども、売り上げが下がって社長やめましたという話じゃなくて、まさに今がチャンスじゃないかと思って、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） メタセの社は旧築城町時代に建ててつきプロヴァンスという形で設立をし、農業振興、農家所得の向上、地域の交流の場、もろもろの目的を持って設立をして、今年5年目、18年ですから、5年目になるんですか、決算。それで普通一般直売所と言えば、人口規模1万であれば1億、今うちの町は2万ですから2億売り上げがあれば御の字。2億といえは少ないかもわかりませんが、3億あれば御の字という世界の直売所、全国データではそういう

形になっております。うちの町が今、昨年度決算で5億4,000万売り上げてあります。先ほど指定管理者制度の目的は何かといいますと、住民サービスの向上と経費の削減という形になっています。つきプロヴァンスの中にある出荷組合、そして農業者。いろんな方々が絡んで、地域の安全なる農産物を出していただけるという、今良好な関係にあります。それを良好な関係の中で、そしてこれはどういう本当の指定管理者制度にしたらどうかということの質問ですけど、私は今のスタイルといいますか、町が大株主ですので町がオーナーとなって、そして私が行かなくても、監査の中で町職員が入って、その取締役の中できちんとしていただければ私は一番いいんじゃないかと思います。そして、地域の特産品の開発ということもありますし、あそこで国際交流館の展示場ですか、ああいう形も毎年やっておりまして、今度基地の特産品、隊員食堂カレー7万食出ておりますけど、そういう特産品の開発等で地域にはそれなりの交流、貢献、観光協会と手を組みながらやっていると思います。今の姿が良好な関係といいますか、望ましい姿じゃないかと思います。それをまったくのNPO法人、民間会社がちょっと入ってきて全く地域の事情がわからない者がこれを運営するということは、ただ単に数字だけの問題じゃなくて、いかがなものかと思っておりますので、今のところ現状のまま経営をやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 今から公募して社長を変えるとか何とか言いよるわけじゃないんです。三セクからそのまま指定管理者になったんで、やってることは三セクのままなんです。だから例えば、もうちょっと時間ないんですべて今のところ社長は社長でおられるわけですけども、本当にしいだサンコー、このつきプロヴァンスのことを考えてすれば、副町長が社長をいつまでもするのは、大体いつまで期限をつけるのものが本来の姿やないかなと、当たり前から見て。だからそこまでやり遂げられた結果、指定管理者としての独自でオリジナルで動いていけるように形をつくってきたと、いう形にもっていくのが本来の姿じゃないかなと。何ですか、ここに僕理念とか書いてますけども、恐らく理念とか言えないと思うんです、副長に対して。組織というのは、今は調子がいいんですけども、いつまでこういう形でやるのか、もうそれぐらいに話しさせてもらって、ちょっと時間もないんでしいだサンコーにしても、築上町と福銀と農協が持ってますよね、株を。よく考えれば、例えば文化会館、例えばピラパラにしても、例えば福銀に何か使ってくれとかいろいろ銀行が研修とかあっているんですけども、そうした話に行ったことあるか。農協にそういうの何かやったことあるか、ないんです、結果的には。株にはなってもらっておるけども。非常勤役員がいて、以前いました非常勤の方も給料もらってると。それはもうしいだサンコー自体が、先日グラウンド、農業公園を直営にしましたけども、いつでも直営にできる。

指定管理者の中に必ず出てきますよね、公平、透明性というのが。それで経費削減と。しいだサンコーは以前人材派遣やってまして、最高の中で1億4,000万の人員費が人材派遣業は入ってました。人材派遣やめました。幾ら削減できたのか、ふえたのか、3,000万ほど削減できた。だから指定管理者、委託業務をやってたんです、実際には。あれは、ちょっと人材派遣は必須でしたけど。だから本当に指定管理者としての削減、民間委託にして削減できるんだという精神とやり方のところに基づいて、もう既に外れてる。だから何らかの形で考えていくべきじゃないかなと思ってます。これちょっと答え、まあそういうふうに思ってますんで、町長これ何かあります。もう短く。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 会社っていうのは私1人が運営しているわけじゃありません。そこそこの会社には取締役がおりまして、合議制でやっておりまして、これは各つきプロヴァンス当たりは年間7回8回の会議を開いて運営しております、私が1人でやってるわけではありませんので、これがいつ引いてもいいし、続けてもという形で、あくまでもこれは会社法に基づく会社経営ですので、民間的な考え方でいったらいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） なかなか意見がとわらないですね。例えば今言われた、つきプロヴァンスが築上町の外で何しようと、築上町の中で何しようと、全然会社ですから問題ないです。

ただ、言うのは、指定管理者という土地と建物を借りているのは事実なんです。指定管理されてるんです。指定管理で土地、建物を借りてるわけですよ。そこに住民サービスの低下をしないようにということで、つきプロヴァンスに任せてるんです。だから、つきプロヴァンスという会社がどこで何しようと私たちが知ったことじゃないです。けどこのメタセの社の土地と建物については、町が指定管理としてプロヴァンスを指定しているわけです。あくまでも借主はプロヴァンス。

で、そこに副町長が入って、御苦労されたのはもう十分わかってるんです。このまま副町長が辞めてもうプロヴァンス一本でいくというのならそれでもいいでしょうけども、だから副町長という立場の中で、やり上げた、今上昇に乗ったときに身を引くと。これが改革なんです。落ちていくときに引く、引こうに引かれなくなっちゃいます、それは。そこんどこ意見合いませんので、また今後の課題にしていきたいと思えます。

次にいきたいと思えます。蔵内邸について。小林議員がかなり質問していただいたので、私言うところが非常に少なくなっただけですけども、ちょっと考え方をえまして、1番、前回指摘された自治清掃業務のその後はという形で、これ先ほど聞きました。口座を変えたと。指摘された

ように、上深野自治会の正式な総会の口座に変えたという形で聞きました。そのきょうの質問の中で、清掃業務、きょう幾ら幾らと日報を書いて、それに基づいて支払いを行っていますという答弁をもらいました。それは、その自治会の書いたものをそのままらっての認識なんですか。それとも、きょういついつやりますからという形で、朝、誰か担当課の方が行って、確認して、帰ってきて、チェックしてるのか、その辺をちょっとお尋ねします。

議長（田村 兼光君） 田原課長。

生涯学習課長（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。普通の場合は、業務日報については、1カ月に何日ぐらいということで自治会長さんとお話しています。でも、行事等ある場合については、こっちのほうから自治会長さんを通して指示しております。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） どういう形であれ、毎日毎日やってるわけじゃないです。こっちでいろんな形であるから、今の段階オープンに向けてまでは開けてくれとかいろいろあるでしょう。そうしたときに、例えば清掃業務に入るといったときには、いついつ何時からですかと、これがちゃんとやっぱり朝誰か行って、例えば朝10人来たという形で、10名ですねという形をする。例えば午後から3人来るとか、それじゃあ日当一緒なのかとかいう取り決めがあって、誰かが職員が行って、朝のスタート前だけでも管理をしてやるという形をしないと、これがまた後々になってごまかした何だという、またこういう問題を甘いからこそ引き起こされる、やはり必ず職員が来て朝チェックするんだということで、お互いにそういったことのないようにするべきじゃないかなと思っています。もっと内容、その時間的にやるのか、もう昼間やるからもう1日分なのかとか、いろいろ取り決めいっぱいあると思います。そういうところは、本当に抜かりなくやっていただきたいと思います。

それから、トイレもう飛ばしましょう。きょう、小林議員からも言ってもらいましたいろんな予算の金額出てましたけども、トータル、オープンまでにだいたいどれぐらいかかるものなのかお尋ねします。

議長（田村 兼光君） 神崎課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課の神崎です。商工課の分をさせていただきます。

24年度補正で312万5,000円補正をさせていただきます。そして12月に、事務用品の補正をさせていただきますと思っています。合計で、24年度約900万円ぐらいを予定しております。22、23年度については、730万円の支出がっております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 私の質問の仕方が悪かったです。蔵内邸関係っていう形で、今の

トイレとか修復関係含めて値段を聞いたかったわけですけども、大体わかるんで、その辺は、例えば町長、トイレとかいろいろ何千万単位ですよ。これを今回蔵内邸は入場料を取ってやろうという形で、これをもし、もしの例えでいいです。これをじゃあ入場料という形で元取るにはどうするかという考えを持ったときに、こういった文化財で元を取れるのかという感覚になるんですよ。

例えば、トイレに2,600万円ぐらいかかったんですか。それにあと修理代の何千万、数千円単位な中で、300円でも少しずつ計算したらもう何十年の話になるんです。もう無理なんです。

だから最初に、極力お金のかからないようにやっ払いこうという形、きょう町長の答弁で気になったのが、何ですか、何て言いよったかな、宝、はわかったんです。前回、委員会でも言いましたけど、上深野地区の活性化とかいう形で答弁されるんですけども、上深野とか下城井地区の活性化を望んでどうするんですか、町長。何遍も言ったんです。築上町の活性化でしよって。それをなぜか地元であればその地元の人が潤うとかいうあめか何かをまくような言葉を使うわけですけども、その活性化を求めた事業計画っていうのはもう多分没なんですよ。

昔、私が一般質問したときに、職員を広告塔にという形の質問をしたんです。あのとき検討して前向きに考えるという話だったんです。きょう聞いたら、観光協会に委託とかいう話なんです。そういうふうを考えてますと。じゃなくて、今や一生懸命、きょう本当にまだまだ、せっかくきょう小林議員が情熱持ってしゃべってるのに、皆さん嫌な顔してから、なぜ一生懸命説得しようとか、わかってくれというような発言ができないのか。商工課長あたり、オープンが4月中旬で日にちが決まってません。本来、オープン日を決めて、逆のぼりするわけなんですよ。オープン日が正確に決まれば、それに合わせてこういうことっていうのはどんどん出てくる。それに対しての啓発もコマーシャルも出てくる。

その辺からもう既に自信がないっていう形になっているんです。自信がない、自信がない、そのあげくの果てに商工観光課に投げようと、任せようと。そのカレーとかやったら商工観光もいいかも知れんですよ、観光協会とかも。この運営、商工会の人にも、とにかく、皆さん仕事されるのに、どうやって管理させるんかと。

まず最初は、これ本当に職員一丸となっていかなきゃいけない。前々から言ってますけど、1億円寄付していただいた方に対して、そしてこれやっていくんだと。未来永劫、未来永劫とか無理なんです。これは、私の考えでいけば10年持続させればいい、まずは、10年持続させることを考える。10年持続させる企画をつくり上げるんです。ものすごく難しいんです、これは。その中で、その10年間持続どうやってさせるんだと。

例え話をしましょうか。キャベツがあります。キャベツを毎日1つ売る、100円でいいです。

このキャベツを10年間毎日1つ売るんです。至難の業になるんです。今メタセは何年目ですか、もうぼちぼち10年目になる。メタセ大成功してるじゃないですか、今のところ。だからメタセがどこでどうなったか、この企画が誰がか詳しく知りませんが、その10年もたせる、10年もったら10年近くなったら、10年のときの方がまた何か考えるんです。そのうち老朽化もするんです。またそのときそのときに考えが変わってくるんです。

最初の検討委員会でも言いましたけど、一番最初の会議のとき、これ副長も聞いていると思いますけど、業者系の方4人ほどおりました。僕ははっきり言ったでしょう。業者の方、僕は議会、繁永議員といましたから。業者系の方は、後になってうちのを使ってくれとかいう話なら言わないでくださいって。皆さん、蔵内邸検討委員会に入会されたんで、蔵内邸のために皆さんの会社の持った企画とかそういったものを出せるものを出してくださいと。皆さん、はいつて言われたんです。後になって、自分のところは仕事やってますから、使わせてくださいとかいう話はないようにお願いしますって僕言ったんです。

ところがどっこい、検討委員会の中で、彼らが一番いいと、これはこういっただのやりたいと、彼はつくってきてたと。しかしながらそれを頼む形にいつの間になつてたんですよね。無駄な金ちょっと使ってるんです、そこで。企画書だけもらってる。後はおたくで考えてくださいという形になってると思うんです。

やはり今から考えていかなきゃいけません。そういうやはり失敗も認めたっていうか失敗しながらでもいいです、もう失敗してますから。ただそういった、真剣に、例えば観光協会やなくて職員が対応して、職員がちゃんとすれば交代でもいいじゃないですか。努力するんですよ。努力して、いいとこ悪いとこいろんなとこがわかる、役場の中で。ついでに辛抱するんですよ、そこから。よし、そしたら指定管理者で公募しようとか、何らかの形が、案が出てくると思うんですよ。もっと真剣に考えていかないと大失敗するんじゃないかと思っています。時間がないんで、町長、蔵内邸についての目的を最後述べてください。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 目的と言えは最初から言ってますけど、まずは文化財の保存、これが第一の目的でございます。あとは、この保存をするために、いかに町費を出さないでするかということで今設備投資をやっておると。そして、あとは見学料という形の中で維持管理ができればいいと、こういう考えのもとにいつておるといっただの当初から私は申しておりますんで、無理をしないで少しずつやっていこうというのが現状でございます。頑張ります。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 蔵内邸については、議員の中でも方向性がいろいろあります。もちろん町民もあるでしょう。やはり一つ一つ、きめ細かな資料、きめ細かな説明、前回委員会で

言いました、どことどこどこが国の指定なんですと。蔵内邸全部じゃないんですよ、ここのこの部分ですよ、その資料がまだ出てこないです。だからそういう説明ができてない、説明をさせることもない。

とにかくこの企画が非常に空中分解じゃないけど、宙に浮いてるような気がしてなりません。きょう、未来永劫、宝という、もちろん宝ですよ。旧蔵内邸以外に、築上町の御自宅で旧蔵内邸のように保存云々っていう家は1軒もないのも事実なんです。今あるから、それを築上町の起爆剤として、すべての歴史産物に光と暖かみを与えようという蔵内邸検討委員会になった話を、真剣に前向きに考える、これ本当に課長の皆さん、皆さんで努力をしないともう前向きに進まない。

これはちょっとまた委員会でもいろいろお話したいと思えますけども、ちょっと時間がなくなってしまったんで、きょうはこの辺で私の一般質問は終わりたいと思えます。

以上です。

.....
議長（田村 兼光君） 次に、6番目に6番、有永義正議員。有永議員。

議員（6番 有永 義正君） 執行部の皆さん方は、非常に熱心に耳を傾けていただいて大変お疲れのところだと思いますが、もう少しお付き合いをお願いします。

それでは、まず初めに築上町の将来展望を示し、新企業団地の造成をとということです。町長はトップセールスを前面に出して、企業誘致に努力をとということでございます。何回か企業誘致に関しては、質問はしましたが、2年後に東九州自動車道は開通を控え、交通の条件が非常に良い築上町に1日でも早く企業誘致に成功して、町の活性化につながれるように再度質問します。

合併時、町の審議会答申の中には、総合計画の中には、平成19年から平成28年までの10年間、目指すべき方向が示されています。その中の、人口規模については、合併時は2万1,683人、この2万1,683人を最低限として、居住環境の向上とか住宅の整備、産業の振興などを行い、若者の定住など人口の流入を図り、平成28年度には、10年後には人口を2万5,000人を目指すと。また、積極的に企業誘致を行うと示されております。

行財政面では、歳入面で町税の収納率の向上対策、企業誘致に力を注いで雇用の確保と税収の増に努力します。また、歳出面では、人件費の削減を図る、無駄を少なくするために入札方式を見直すと努力目標を示していますが、税収の増加対策につきましては、今6年9カ月ほどたちましたが、実績の伸びは余りありません。既存の企業用地の企業立地の促進対策で、湊地区の企業団地、日奈古グラウンドへの進入道路の増設が前議会で議決されておりますが、現在の進捗状況はどうか、担当課長。

議長（田村 兼光君） 神崎課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課、神崎です。湊地区については本年度、用地買収をする予定です。そして、日奈古グラウンドについては、グラウンドが防衛省の補助事業で造成工事を行っております。そして、防衛省の話がまだ出ておりませんので、現在のところ予算要望には上げておりません。防衛省との話が出来次第に予算を計上したいと思っております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 有永議員。

議員（6番 有永 義正君） 1日も早く整備していただきたいと思います。また、企業からの問い合わせがあり次第、それに対応できるように受け皿は管理していくようにお願いしたいと思います。今まで、企業誘致のための今年の4月からの職員の雇用とか受け入れ優遇制度の整備、光通信網の整備等、受け入れ態勢は大分整備されてきております。

平成18年の1月に合併してから、今日まで6年と9カ月ほどたちます。また、この企業誘致に関しても何人もの議員が町長に積極的な企業誘致対策を進言しておりますが、まだ1件も実績ができておりません。町長の頭には、まだエタノール関係があり、それが原因で自動車関連企業の誘致が進まないのではありませんか、町長。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 決してそうではございませんけど、企業誘致ということでいろんな条件整備、まだまだできてなかったと。先ほどの西口議員の質問の光ファイバーですかね、これについては何ほでもその日奈古グラウンドね、貸してくれとかいう、非常に安いんですね、それが。だからそういう形じゃ貸せないよという、そういう企業進出ならどんどん今の町有地貸せるんですけど、それじゃちょっと無理だということで、はっきりそういう発電関係ですかね、お断りをしておるといのはこれ現状なんです。

本当、何社もそれはもう商工課のほうに来ておりますし、いい所を貸せという話ですから、それは無理だと。海岸線の土地とかそういう町有地なら貸すけれども、例えば西角田の、前、ごみを埋め立てとった町有地がございますけども、そことか、それとか今津の漁港の中に埋め立てをしてる町有地がございますけど、いや、こういう所じゃだめだということで、いわゆる発電関係、光発電ですかね、太陽光発電の業者が買えと言うけど、なかなか買わないんですね、実際。日奈古グラウンドも買うんなら売るよというお話はするけども、それは無理だということで、貸してくれという話になるし、やはりこれはちゃんとした製造会社でないと僕はだめだよという話を今商工課と一緒に話をしながら、そして今度4月から雇った職員ですかね、これはもう本当にこまめに企業訪問をして、もう100社を超える企業訪問をしております。そのうちにこれがちゃんとした形に身になればいいと思う。

その中で、少しでも触手をしたところは、僕もお願いに行こうかなというふうな考え等を持つ

ておりますけれど、まだそこまでの触手がないと。何分、今までの不景気という問題が非常に、しかし、されとて今回の東海、南海地震ですかね。こういう形の中で、築上町の津波の度合いとか震度の度合いという形になれば、やっぱりそここのところは地震には強い築上町かなというものがここから全部、この分についてもPRしながらある程度の企業誘致活動をやるべきではないかなと、このように考えております。

そしてまた、とにかくやっぱりいろんな町の整備ですかね、そういうものをやっぱりやりながらということで、光ができればまた大分変わってくるんじゃないかなと思うんで、この部分はですね。今までは光がないんですか、はははっていう形で一蹴されとった経過もございますんで、光も完備しましたという形で活動すれば、非常に有効な手立てになるのではなからうかなとは思っております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 有永議員。

議員（6番 有永 義正君） そういうときには、はっきり日奈古グラウンドは企業誘致適地ですと、はっきりそうやって企業誘致ならどんどん来てもらうけど、そうでないなら貸せませんということで、はっきり断ってください。

近くの自治体をちょっと調べてみますと、毎年何軒かの新規の企業誘致に成功しております。また、既存企業では、自社工場を拡張したりしております。豊前市では、数カ所の企業団地がありますが、平成15年から平成24年までに12社の新規の企業が導入に成功しております。来ていただいております。また、上毛町でも10社ぐらい既存の企業がありますが、実際、今町長が言われた、今非常に企業の誘致には難しい時期と言いましたけど、23年度に上毛町には1社の自動車関連企業の誘致に成功しております。

とにかくやはりトップは一生懸命に企業誘致を毎日のごと、そういうつもりでもって心掛けんとなかなか実現までにはできんと思います。平成22年度の各自治体の決算から税収を税金収入を見てみますと、苅田町ではこれもう断トツで約80億円あります。行橋でも70億円税収があります。それから、隣のみやこ町で約20億円、豊前市で33億円と、それぞれの自治体で自主財源を着実にと言いますか、少しずつでもそうやってふえてきております。

築上町では、合併時では15億円弱でしたが、23年、今年度の今議会で承認を受けなければなりませんけど、一応23年度の決算模様では15億7,000万円と税収をして、残り18年から6年9カ月の間には余り伸びがありません。

合併以降、財政健全化計画を立てて、集中改革プランのもとで職員等の協力を得ながら人件費削減等を行い、今日では財政運営に少し余裕が出てきたと思われれます。そういうことで、長期的なプランを立て直して、自前の企業団地造成を検討し、町長、副町長が在任中に必ず企業誘致を

実現するように取り組んでいただきたいと思います。2人の決意を聞きたいと思います。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） できればそういうふうに頑張りたいと。というので、もう3年前ですか、ある程度触手で土地を買いたいと言っていた企業がございましたが、それから不況になってちょっと見合しているというところでも再度、この土地を早く買うか買わないか結論出してくれという、買わなければもうほかに売るよという話まで、一応、干拓の土地なんですけど、この分を買いたいというところまでいっておったんですけど、これが今のところ頓挫しているच्छゅう状況で、これも早く結論を出せということで、今商工課のほうに話して、その会社のほうに打診をするよというところで指示をしておりますし、これをもうそこは買わないならほかに売り出すというふうな考え方も今持っておるんで、できるだけ早く1社私も来てほしいという強い希望を持っておりますんで、ある程度触手できるような状態ができておれば、すぐにでも馳せ参じていろんな説明しながら、企業が誘致できるような環境づくりをやりたいと、このように考えております。

議長（田村 兼光君） 有永議員。（発言する者あり）八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長です。いつもすぐにアンテナって言いますか、企業の方と会うときは必ずうちの町、企業誘致という形でアンテナを張って、それに一生懸命お話ししております。個人的って言いますか、ルート等を通じてもううちの町に企業誘致するようなことは、一生懸命努力じゃなくて頑張っております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 有永議員。

議員（6番 有永 義正君） 名刺に2人とも、企業誘致を企業誘致をと書いて、毎日のごと積極的にずっと売り込みをお願いしたいと思います。この件につきましては、前向きに1日も早く、条件等はかなり整備されてきておりますので、誘致が成功できるように努力していただきたいと思います。副町長もよろしく申し上げます。

では、2番目に移ります。災害時、生き抜く力が身につくのは、平素の防災教育、防災訓練からということです。御承知のように、昨年3月11日の東日本大震災をいつまでも記憶にとどめ、教訓として今後の災害に生かすことが大切であるということです。昨年の大震災からきょうのテレビでも言っておりましたが、あすで1年半たちます。現在ではほとんどの避難所は閉鎖され、多くの被災者たちは仮設住宅で窮屈な生活を送っております。きょうのNHKの朝のニュースでも出ておりましたが、非常に窮屈な生活をしております。実際に、次に自分が移るところもまだ決まってないというような状況であるそうです。1日も早い復旧・復興を祈るものです。

この大震災で、釜石市の小中学生約3,000人が助かったことをどの新聞を見ても「釜石の奇跡」と出ていますが、片田敏孝群馬大学教授によれば、懸命に津波から逃げた釜石の子供たち

の行動は称賛されるべきであり、防災教育の成果であることは間違いのないと言い切っております。今まで日本の教育では、子供たちが自分で判断して、みずから命を守るという訓練は全くなされてないそうです。海に近い釜石市は、過去にもチリ地震の津波などに見舞われ、防災訓練に力を入れていたことから、登校していた全小中学生約3,000人が全員無事で助かったということが出ております。

この事例のように、釜石市では学校の先生方が防災教育に熱心に取り組んだことが大きい、そういう意味では「釜石の奇跡」というよりは、先生方の教育が導いた実績と言えるとその先生は話しております。

また、先生方は家庭や地域を巻き込むことにも熱心であったそうです。学校で防災教育を受けても、家で両親が別の行動を取れば、教育効果は全くなくなります。釜石の先生方はそれをよくわかっておりました。釜石の子供たちを守ったのは、「想定にとられるな」「最善を尽くせ」「率先して避難せよ」この津波避難三原則の行動が大きいと言われております。先生方は子供たちに生き抜く力を身につけさせたいとも願っております、思っております。

また、近くの北九州市の教育委員会では、「日ごろの準備こそが最大の減災」と教育現場での防災に力を入れております。そこで進教育長。小中学校で小中学生に対して、学校に対して、どんな防災教育をどういう形で指導しておられますか。

議長（田村 兼光君） 進教育長。

教育長（進 俊郎君） 教育長です。今まで以上に、危機意識と緊張感を持って防災教育、防災訓練をしていくことが非常に大切だと思っております。今、全ての小中学校10校ありますけども、全ての小中学校で、学校の教育指導計画に防災指導計画を位置づけて、校長をトップにして避難防災教育を実施しております。

もう少し具体的に触れますと、今度南海トラフ巨大地震ですかね、それで津波がまた3メートルから4メートルということ想定しまして、火災発生したときの避難訓練、地震が発生したときの避難訓練というのは、実際に津波を想定してる避難訓練は今、八津田小学校と築城小学校がやっています。そのほかの8校は全て地震と火災を想定した避難訓練をやっています。先ほど有永議員がおっしゃいました3.11の震災を教訓に取り組むべき今後の対応策ですけども、主なところは有永議員さんがおっしゃっているとおりです。特に築上町が気をつける点は3つあります。

まず1点目は何といたっても命です。命を守ることの大切さを身を持ってわかるよう、危機意識を持って取り組むことが非常に大切で、釜石市のように最も厳しい被害が想定した避難訓練ということもこれからは非常に大切ではないかと思えます。

2点目は、教師が避難の仕方を丁寧にこれから教えるだけではなくて、先ほども出ましたよう

に、予想外のことも起こり得りますので、児童・生徒みずからが考えて行動できるように訓練していくことが非常に大切です。つまりみずから考えて行動できる、みずからの命を守り抜くための主体的な態度を身につけることが、今後、この震災を教訓にして一番大事な点ではないかと思えます。そういう点で2点目です。

3点目は、これは学校だけではなくてPTAとか地域の方、関係機関、例えば消防署と警察とか等と連携した避難訓練、防災訓練ということも必要になってきます。ここんところ、3番目のところはまだ学校によって温度差がありますので、また取り組む教師によって、学校によって、緊張感によってまだ温度差がありますので、そういうところは校長会などを通して指導を徹底するように心がけていきたいと思ってます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 有永議員。

議員（6番 有永 義正君） 教育長、その今の気持ちを忘れずに学校関係に指導していただきたいと思えます。2、3日前の新聞でも出ておりましたが、苅田町は海拔の標識を町内100カ所に8月末には設置済みというふうに出ておりました。日ごろから表示板を見てもらうことで、防災意識を高めてもらいたいと、そう町の職員は話しております。吉富町は、この前も言いましたけど、公民館、学校、町内主要道路の交差点付近などに46カ所、既に昨年の12月に設置しております。海に面している築上町でも、自分が生活しているところの海拔を平素から知っておくことは大切と思えます。そこで課長、先ほど表示板を云々と言っておりましたが、築上町ではどういうふうになっておりますか。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。武道議員の質問に対してお答えしましたように、町内の特に海岸近くの公共施設などを重点的にその表示板を設置することとしております。ただ、まだ業者との契約は終わっておりません。どこに何カ所といったことはまだここでは申し上げられませんが、申し上げましたように海岸近くの公共施設、特に公民館とか学校とかそういったところに表示板を集中的に設置してまいりたいというふうに考えております。これも既に年度内には終了いたします。

議長（田村 兼光君） 有永議員。

議員（6番 有永 義正君） 築上町の対応はなかなか遅いので、できるだけ早くして、いつ災害が起こるかわからないから、いつもいつもそういうことに注意して、特に小中学校とか幼稚園児には、そういう意識を植えつけることが非常に大事と思えます。早めに設置等をお願いしたいと思います。

築上町でも津波等に関しては、10号線より上手は余り心配しておりません。10号線よりは

海寄りが非常に、例えば椎田干拓でマイナス1メートルです。標高がですね。それで椎田中央公民館で標高海拔が2メートルです。椎田保育園も2メートルです。それでここ今、中央、築上町の本庁で5メートルです。この前、町長の3メートル何ぼぐらいしか津波が来る恐れがなかろうちゅうようなふうに言いよったけど、それより大きな津波が来るというふうに思うて、対応していくことが大事ではなかろうかと思えます。

それと、こうやって見てみますと、10号線より海側には、高い山っていうか山はほとんどありません。高い建物もほとんどなく、避難場所も一番大事なのは避難場所を決めて、平素から逃げる訓練をするっていうことが大事だそうです。それで町長、築上町の高い建物の家とかアパートとかこうして考えて、例えばこの前のときに、よく神教育長は八津田小学校では、八津田小学校の屋上に上がって避難する訓練をしていたとか言っていた、ああいうのは非常にまた有効な訓練と思えます。そういうのも、避難場所も教育長も含めて考えておったほうがよからうかと思えます。

頭の中に入っていないことは行動には移せません。普段からの防災教育、防災訓練は災害時には必ず役に立ちます。この釜石の小中学校の登校していた3,000人が全員助かった事例と、それとは対照的にされるのが石巻市立大川小学校の事例です。釜石小学校は海から近く、それでいつも防災訓練、避難訓練をしておりました。この大川小学校は海から遠く、全生徒の7割、74名と教職員13名のうち10名が津波にのみ込まれて犠牲になっております。大川小学校は海から遠く、今までに1回も津波等の被害を受けたことがなく、防災教育、防災訓練もしたことがなかったといわれております。学校のすぐ近くには高い山があるにも関わらず、また津波が到達するまで時間があっても関わらず避難が遅れて、多くの犠牲者を出しております。いかに普段の訓練が大事かということの事例ではなかろうかと思えます。

8月29日ですか。国は、南海トラフ巨大地震の被害想定要旨を発表しています。それによれば、早期避難率が低く、津波避難ビルが活用されてない場合と、早期避難率が高く、効果的な呼びかけがあつて津波避難ビルが効果的に活用された場合には、その比較によると、津波による死亡者が最大8割から9割減少すると報告にされております。

先ほど教育長の積極的な、また今から被害があつたときには1人も災害者を起こさないという気持ちの努力を説明していただきましたが、町の対応はどうですか。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。以前から、本会議の一般質問で防災訓練をということで言われてまいりました。その時点での答弁では、自治会のほうに自主防災組織の設立をお願いしておりますのでそれができてからという答弁をしてまいりました。

昨年来、各自治会長のほうに自主防災組織の設立をお願いしてまいりましたところ、今日まで

に66自治会のうち40の自治会で防災組織ができております。現在、県とはこの自主防災組織を中心として防災訓練を行うように、今協議中として、特に今回南海トラフの被害が公表されましたので、海岸沿いの自主防災組織にこの訓練のお願いをいたしまして、年度内に何回かに分けて防災訓練を行いたいというふうに考えております。

議長（田村 兼光君） 有永議員。

議員（6番 有永 義正君） 一日も早い、そういう行動をお願いしたいと思います。日頃から表示板、防災教育、防災訓練等を通じて防災意識を高めていることは、災害時に災害を最小限に食い止めることになると思いますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（田村 兼光君） 皆様方におかれましては、長時間にわたり大変お疲れのことと思いますので、これで本日の一般質問を終わります。

議長（田村 兼光君） 残りの質問については、明日11日に行います。本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

午後3時45分散会